

令和 8 年度
保 健 業 務 運 営 指 針



令 和 8 年 4 月
印 西 市

目次	頁数
I 総 論	1
第1章 基本的事項	3
第1節 基本理念	4
第2節 重点目標	11
第3節 予算事業概要	12
第2章 印西市の概要と現状	19
第1節 印西市の概要	20
第2節 人口及び構造	21
第3節 保健医療資源に関する現状	24
II 各論	27
第1章 健康づくりで人生を豊かに	29
第1節 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	30
1. 健康政策推進に要する経費	30
第2節 健康意識の向上	32
1. 健康支援事業	32
2. ヘルスアップ教室事業に要する経費	36
第3節 病気の予防や重症化予防	38
1. 健康診査事業	38
2. がん検診事業	40
3. がん検診推進事業	44
4. 特定健康診査等事業に要する経費	46
5. 後期高齢者健康診査に要する経費	52
6. 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	54
第4節 予防接種の充実	56
1. 予防接種事業	56
第5節 栄養バランスのよい食事の実践	64
1. 食育推進事業	64
第6節 むし歯と歯周疾患の予防	66
1. 口腔保健支援事業	66
第2章 いざという時に備える、健康と命のセーフティーネット	69
第1節 市民が安心して生活できる環境づくり・安定した救急医療体制づくり	71
1. 地域医療推進事業	71
2. 健康危機管理事業	72
第2節 がんと共に生きる人への補助制度の周知	74
1. がん相談支援事業	74
第3節 新興感染症への体制整備・感染症予防対策の周知啓発	74
1. 感染症予防に要する経費	74

目次	頁数
参考条例・規則等	77
令和8年度 印西市行政組織図（抜粋）	78
令和8年度 健康子ども部健康増進課事務分掌	79
印西市保健センターの設置及び管理に関する条例	80
印西市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則	82
印西市保健専門部会設置要綱	84
印西市健康診査実施規則	86
がん検診推進事業の実施に伴う印西市健康診査実施規則の特例に関する規則	90
印西市健康づくり推進協議会設置条例	92
印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議設置要綱	94
印西市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱	96
印西市ヘルスアップ教室事業実施要綱	99
印西市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱	102
印西市歯と口腔の健康づくり推進条例	104
印西市自動体外式除細動器（AED）貸出要綱	106
印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例	108
印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例施行規則	110
印西市新型インフルエンザ等対策本部条例	111
印西市新型インフルエンザ等対策本部の組織に関する要綱	112
印西市高齢者予防接種実施規則	114
印西市予防接種費用の償還払に関する要綱	117
印西市風しん予防接種費用助成事業実施要綱	119
印西市任意予防接種費用助成要綱	121
印西市骨髄移植等による定期予防接種の再接種費用助成要綱	123
印西市公的病院等運営費補助金交付要綱	125

I 総論

第 1 章 基本的事項

第 1 節 基本理念

第 2 節 重点目標

第 3 節 予算事業概要

第1章 基本的事項

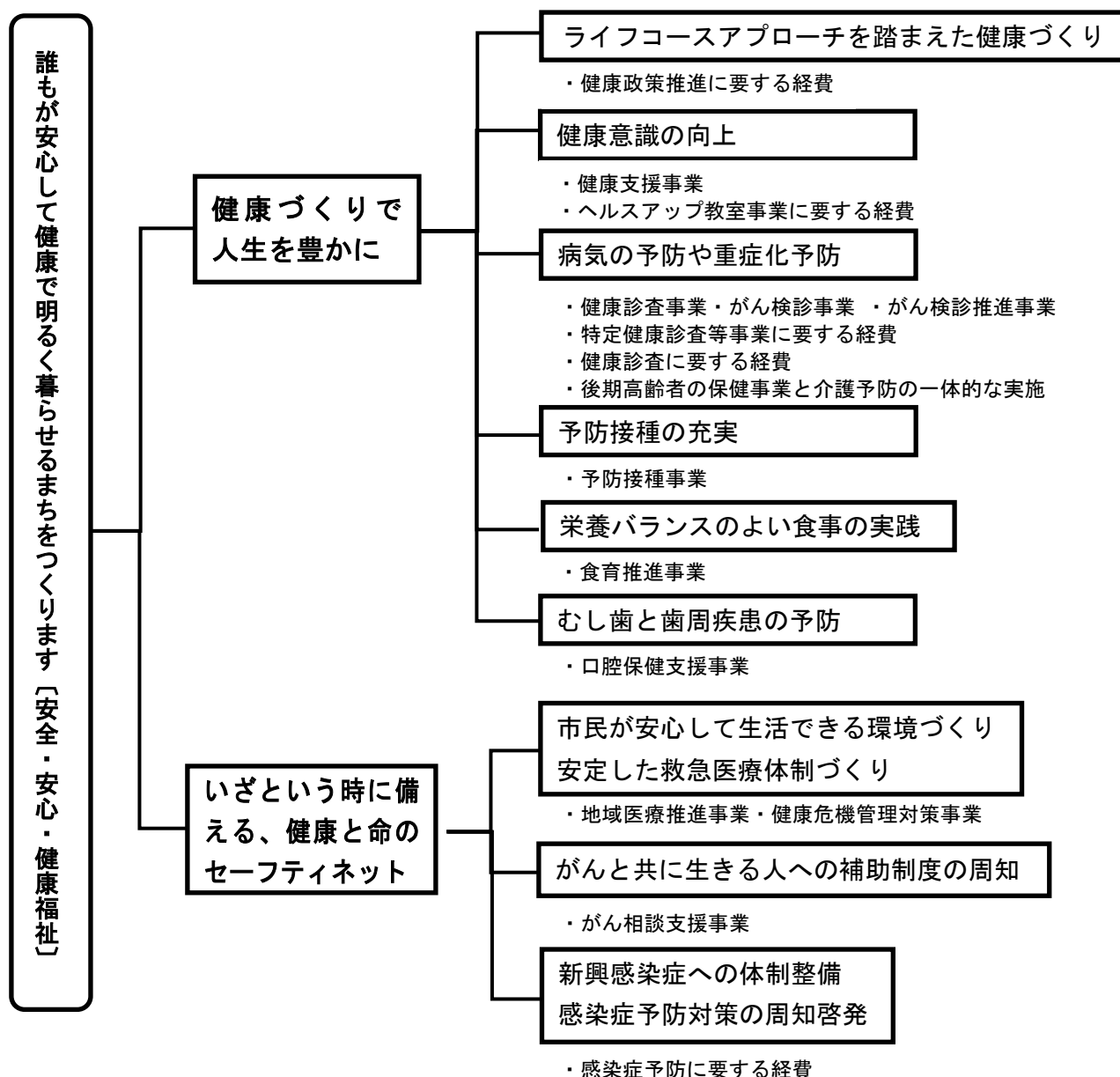
第1節 基本理念

少子高齢化の進展、疾病構造の変化（生活習慣病の増加）、健康への関心の増大といった社会背景の中、市民の健康の保持、増進を図るため各種事業を実施し、健康寿命の延伸や医療費等の抑制につなげることを目標とする。

また、医療においては、誰もが必要に応じ、安心して受診できる医療体制を確立するため、地域医療体制の強化や在宅医療の推進に努めるとともに、感染症に関する知識の啓発に努め、感染症予防に向けた具体的手法を普及させ、感染の拡大防止を図ることを目標とする。

当市のまちづくりの長期的指針となっている「印西市基本構想」においては、政策のひとつとして「誰もが安心して健康で明るく暮らせるまちをつくります【安全・安心・健康福祉】」が掲げられており、令和8年度から5か年の「第2次基本計画」においては、下記のような体系で施策の展開を図り、各種事業を進めていく。

○第2次基本計画・施策の体系図【施策2】○



第3次健康いんざい21

～印西市健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～

（計画の期間：令和7（2025）年度～令和18（2036）年度）

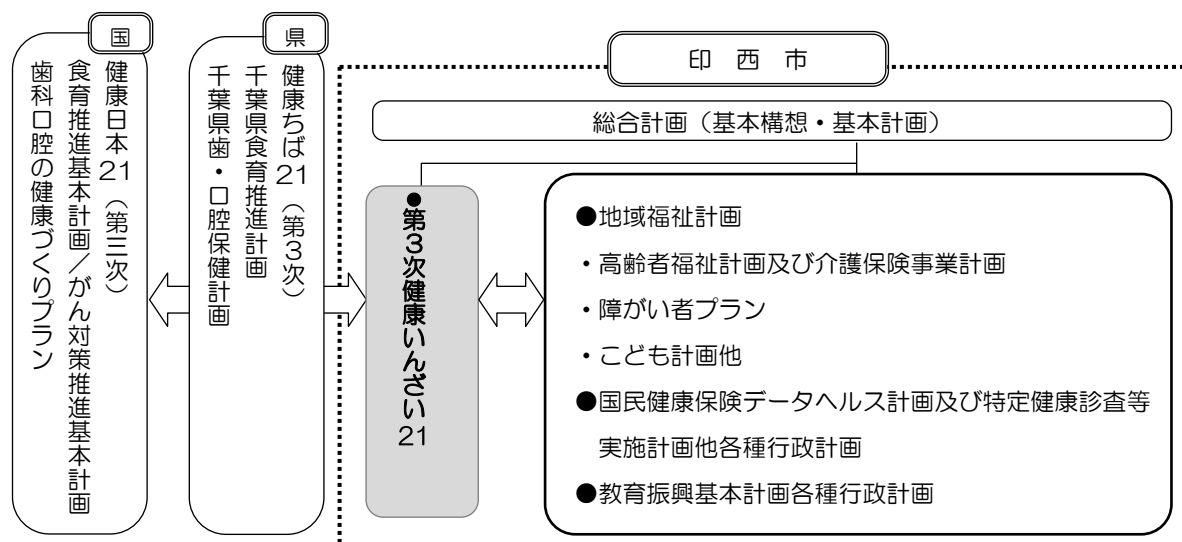
市では、平成26年度～令和6年度までの11年間を計画期間とする「第2次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～」において、健康増進、食育推進、母子保健、歯科口腔保健の分野を含め、市民、地域、行政が一体となった主体的な健康づくりを推進してきました。これまでの進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針等を踏まえるとともに、市民からの意見公募や健康づくり推進協議会において意見を頂き、「第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～」を令和7年3月に策定しました。

本計画の基本理念である『めざす健康 大切な食 よい歯いきいき みんなが笑顔』を基に、健康づくりの方向性として、「豊かな自然を活かした 健康を支えるまちづくり」の推進を掲げ、市と市民がともに取り組みを進めていきます。

●法令等の根拠●

『健康増進法』（第8条第2項）、『歯科口腔保健の推進に関する法律』（第3条第2項）に基づく「市町村健康増進計画」、及び『食育基本法』（第18条第1項）に基づく「市町村食育推進計画」に相当する計画です。

●他の主要計画との関係●



●計画の基本理念●

市民が生涯元気でみんなの笑顔があふれる印西市を目指して、市民一人ひとりが歯の健康を保ち、心と体を育む豊かな食生活を送り、「自分の健康は自分で作る」ことを実践・継続できるようにという願いを込めて、「めざす健康 大切な食 よい歯いきいき みんなが笑顔」を第3次計画の基本理念として掲げ、市と市民がともに本計画を進めていきます。

●第3次健康いんざい21 基本方針と施策の体系●

基本方針1 各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり

健康の維持、増進のためには「食」が重要な要素となっています。そして、「食」のためには歯や口腔機能が大切です。そのため、健康づくりと食育、歯科口腔保健は相互に連携し、推進していくことが求められます。本計画においては「健康増進計画」、「食育推進計画」及び「歯と口腔の健口プラン」を一体的に策定し、データをもとに状況の一体的なモニタリングを行い、常に改善を重ねること、バランスの取れた健康づくりを推進します。

(施策の方向性：1-1～10-1)

基本方針2 生活習慣病の予防と重症化予防

生活習慣病の予防は、子どものころからの規則正しい生活習慣や継続した取り組みが必要です。市民一人ひとりが、食事・運動・休養などの生活習慣の改善に努め、病気を発症しないように一次予防の取り組みを推進します。また、生活習慣病を発症しても、病気をコントロールし重症化を防ぐことで、生活の質を維持することができるよう重症化予防の取り組みに努めます。

(施策の方向性：1-1、1-2、3-2、4-2、6-1、7-1)

基本方針3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

社会がより多様化することや、人生100年時代が本格的に到来することを踏まえ、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）を意識した取り組みがますます必要となります。例えば、乳幼児期、小中学生は生涯の健康につながる基本的な生活習慣の確立期であること、女性はホルモンバランスの乱れや出産・育児に伴いワーク・ライフ・バランスが大きく変化する時期があること、高齢期に起こる健康問題はその対応とともに、それに至るまでの若年期からの取り組みを強化する必要があるというように、ライフステージのつながりを意識した取り組みを行います。

(施策の方向性：2-1、2-2、4-1、6-1、9-1、10-1)

基本方針4 健康を支え、守るための社会環境の整備

社会全体として個人の健康を支える環境づくりに努め、行政、事業者、地域団体の積極的な参加・協力による総合的な健康づくりを支援するための環境整備を推進します。また、地域の人と人とのつながりや助け合いの力（ソーシャルキャピタル）を高め、地域を構成するさまざまな組織や団体などと連携して、地域ぐるみで健康を支え、守るための環境整備に取り組みます。

(施策の方向性：5-1、5-2、7-2、8-1、8-2)

基本方針5 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、地域や社会経済状況の違いによって健康寿命や健康の格差が広がらないように、対象地域の特徴を捉えた地区活動やさまざまな支援を充実させます。

（施策の方向性：1-1、1-2、3-1、4-2、5-2、10-1）

第3次健康いんざい21 施策体系

計画	分野	施策の方向性	対応する基本方針	
健康増進計画	1 身体活動・運動	1-1 日常生活における身体活動の促進	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針2	生活習慣病の予防と重症化予防
			基本方針5	健康寿命の延伸と健康格差の縮小
		1-2 運動の習慣化	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針2	生活習慣病の予防と重症化予防
			基本方針5	健康寿命の延伸と健康格差の縮小
	2 たばこ・アルコール	2-1 禁煙・受動喫煙防止	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針3	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
		2-2 適正な飲酒	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針3	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
	3 こころの健康	3-1 こころの健康づくり	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針5	健康寿命の延伸と健康格差の縮小
		3-2 睡眠の質の向上	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針2	生活習慣病の予防と重症化予防
	4 健康管理と生活習慣病予防	4-1 定期的な健康チェック	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針3	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
		4-2 生活習慣の改善	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針2	生活習慣病の予防と重症化予防
			基本方針5	健康寿命の延伸と健康格差の縮小

計画	分野	施策の方向性	対応する基本方針	
	5 環境づくりと地域のつながり	5-1 自然に健康になれる環境づくり	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針4	健康を支え、守るための社会環境の整備
		5-2 人や地域、関係者の結びつきの強化 (ソーシャルキャピタル)	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針4	健康を支え、守るための社会環境の整備
			基本方針5	健康寿命の延伸と健康格差の縮小
食育推進計画	6 健康的な食生活	6-1 規則正しく栄養バランスのよい食事の実践	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針2	生活習慣病の予防と重症化予防
			基本方針3	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
	7 野菜の摂取	7-1 野菜摂取の促進	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針2	生活習慣病の予防と重症化予防
		7-2 地産地消の推進	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針4	健康を支え、守るための社会環境の整備
	8 豊かな食生活	8-1 食を大切にする心の育成	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針4	健康を支え、守るための社会環境の整備
		8-2 食育推進体制の強化	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針4	健康を支え、守るための社会環境の整備
歯と口腔の健ロプラン	9 おし歯と歯周疾患	9-1 むし歯、歯周疾患の予防	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針3	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
	10 口腔機能	10-1 口腔機能の維持	基本方針1	各計画の一体的推進によるバランスの取れた健康づくり
			基本方針3	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
			基本方針5	健康寿命の延伸と健康格差の縮小

2 医療

市民の健康を支える医療体制の充実

病気や事故の際に適切に対応や処置が行えるよう、市民にはかかりつけ医などを持つよう啓発を行うとともに、医療機関相互の連携強化などにより、地域医療体制の強化や在宅医療の推進に努めていきます。

●一次医療及び救急医療体制の強化

印旛市郡小児初期急病診療所の円滑な運営や印旛医療圏の二次及び三次救急医療機関との連携による救急医療体制の整備、充実を促進するとともに、信頼関係に基づく総合的な健康管理に有効なかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことを推奨している。

●医療体制の充実

市民が必要に応じて適切な医療を受けられるよう、医療体制の整備・充実を図るとともに、休日や夜間における救急医療をはじめ、多様な市民ニーズに対応できるよう、病院と診療所等の医療機関の連携体制を構築していく。

【参考資料】印西市医療施設数及び薬局数・病床数・医師等数の推移

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
医療施設数	病院	3	3	3	3	3
	一般診療所	48	54	58	61	61
	歯科診療所	40	40	41	40	39
病床数	病院	1089	1089	1089	1089	1089

※医療施設数及び病床数は各年10月1日現在

(資料：千葉県衛生統計年報（医療）)

第2節 重点目標

令和8年度については、以下の点を重点目標として設定し、各種保健事業を実施する。

1. 「第3次健康いんざい21」に基づく各種施策の推進

- ・「第3次健康いんざい21」の各基本方針に基づき、各種施策の推進をしていく。

2. がん対策

- ・早期発見・早期治療が重要であることから、がん検診の重要性等の周知や受診勧奨に努める。
また、過去4年間に受診歴のある人を、35～74歳までの国保加入者への受診券を発送し、受診率の向上を目指す。

3. 口腔疾患健診

- ・歯周病に限らず口腔内の疾患に対し予防意識を持たせ、高齢期の歯の喪失を防ぎ、8020運動の達成を図るため、20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳に健診を実施する。

4. 予防接種事業（定期予防接種の費用助成）

- ・HPVワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの種類変更、RSウイルスワクチン（妊婦用）及び高齢者インフルエンザワクチン（高用量）の定期接種を開始するため、円滑な接種が実施できるよう市民への周知及び医療機関との調整を図り実施する。

5. 感染症予防対策

- ・新型インフルエンザ等対策行動計画を改定する。また、対応マニュアル及びBCPの整備を進める。

第3節 予算事業概要

1 健康診査及び保健指導の充実

【健康診査事業】

生活習慣病対策として疾病を早期に発見し、生活習慣の改善指導および適切な治療へと結び付ける。また、39歳以下健康診査においては周知の機会を増やし、受診を促す。

【がん検診事業】

がん疾患などの予防を図るために検診の必要性を啓発し検診受診を促す。集団検診においては、WEBシステムによる事前日時予約を実施し、円滑に運用できるよう周知に努める。また、疾病を早期に発見し、適切な治療に結びつけられるよう、精密検査対象者に対し個別受診勧奨を実施する。

【がん検診推進事業】

子宮頸がん、乳がん検診については、特定年齢の方に無料クーポン券、がん検診手帳の配布及び検診実施の個別通知を行い、受診率の向上を図る。

【特定健康診査等事業に要する経費（国民健康保険特別会計・執行委任）】

国保データベース（KDB）システム等を活用し、市の健康課題に基づいた効果的な保健指導等の対策を実施し、対象者のQOLの維持、向上を支援するとともに、保険者努力支援制度上のポイント数の確保、交付金の上乗せを目指していく。

印西市国民健康保険第3期データヘルス計画 第4期特定健康診査等実施計画に基づき事業周知や生活習慣病の予防や重症化予防対策を医療機関等との連携をもとに進めていく。

【後期高齢者健康診査に要する経費（一般会計（市民部国保年金課）・執行委任）】

健診受診率の向上を目指し、さらに、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と連携した保健指導を充実させていく。

【後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に要する経費

（一般会計（市民部国保年金課）・執行委任）】

KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析、対象者の把握をもとに、事業の計画を作成、実施する。医療機関等と連携して高齢者の特性を踏まえた支援を行うことで、フレイル対策及び生活習慣病等の重症化に取り組む。

2 健康づくり活動の推進

【健康政策推進に要する経費】

健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健口プランを一体的に実施する「第3次健康いんざい21」の推進及び市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進するための印西市健康づくり推進協議会に関する経費。

自殺対策として、第2次自殺対策計画の策定に伴い、ゲートキーパー研修をとおして、「気づき」ができる人材育成および自殺予防に関する周知啓発に努めていく。

また、健康政策として献血事業、骨髄移植ドナー事業等を推進する。

【健康支援事業】

市民へ疾病の予防や健康増進に関する正しい知識を普及し、生活習慣病の予防を図るために、各種講座の開催、講演会の開催やリーフレットの配布を行う。また、疾病予防や医療に向けて適切な行動がとれるよう助言を行い、市民の健康の保持増進を図る。

受動喫煙防止対策として、2019年3月に作成した、「印西市受動喫煙防止対策ガイドライン」の周知に努め、市内の保育園や幼稚園などでたばこの害を教育するパネルシアターや絵本による禁煙教育を実施する。

【ヘルスアップ教室事業に要する経費】

ヘルスアップ教室事業※では、35歳以上の市民を対象に、個別生活改善プログラムを提示・実践指導を行う。

※3か月1クールとし月4回コースまたは月8回コースを選択し最大5クール（15か月）参加可能。卒業後は月1回システム利用ができるライフスタイルコースの参加可能。

【がん相談支援事業】

がん患者のがん治療による外見の変化を補完する医療用補整具等を購入等した者へ助成し、がん患者が負う心理的及び経済的負担を軽減し、社会参加やQOLの向上を図る。

3 歯科保健の推進

【口腔保健支援事業】

歯科保健啓発事業や広報いんざいなどを通じ、口腔衛生に関する知識の普及を図る。

4 食育の推進

【食育推進事業】

「第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画～歯と口腔の健康プラン」を令和7年度3月に策定し、基本理念である「めざす健康 たいせつな食 よい歯いきいき みんなが笑顔」を基に、重点目標に掲げられている内容の周知実践に向けた事業の充実を図る。学校栄養士、保育課栄養士、市内子育て支援関係機関職員との連携をとり、また市内スーパー等との連携をとりながら、あらゆる年代へ働き掛けていく。

5 医療体制の充実

【地域医療推進事業】

安全安心な市民生活の推進に資するため、地域医療体制の充実を図る。また、救急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、印西市公的病院等運営費補助金の交付を実施する。

6 健康危機管理対策の推進

【健康危機管理対策事業】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律および関係法令に基づき、保健所の指導のもと感染症の蔓延を防ぐための方策を実施する。

食中毒、医薬品その他何らかの原因により市民の生命、健康を脅かす事態等に対する情報収集を行い、健康被害の発生予防、拡大防止を図る。

地震等による大規模災害の発生に備え、市では災害時における医療救護体制を地域防災計画で定めており、情報収集・提供機能の強化、要援護者等への支援、被災者の健康管理対策等の構築を図り、災害時保健医療体制の整備を行う。

AED（自動体外式除細動器）の公共施設及びコンビニエンスストア（ロードサイド店）への設置を行う。

【予防接種事業】

予防接種法に基づき、住民への予防接種に関する知識の普及や意識の向上に努め、予防接種を主体的、計画的に受けられるように促すことにより、個人および集団での感染症予

防を図る。

【感染症予防に要する経費】

感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び推進を図るための感染症予防施策を実施する。

○健康増進課 事業一覧○

(令和8年4月1日現在)

政策	施策	取組方針	予算事業名	詳細事業名	
誰もが安心して健康で明るく暮らせるまちをつくります「安全・安心・健康福祉」	健康づくりで人生を豊かに	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	健康政策推進に要する経費	健康づくりの実施体制	健康づくり推進協議会 「第3次健康いんざい21～印西市健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～」の進捗管理
				自殺対策	自殺対策
				献血事業	献血事業
				骨髄移植ドナー支援事業	骨髄移植ドナー支援事業
		健康意識の向上	健康支援事業	健康教育	集団健康教育
				健康相談	健康づくり相談
				訪問指導	訪問指導
				健康づくりの啓発・普及	健康講演会
					受動喫煙防止対策
					印西市健康ポイント事業いんざいちょけん（貯健）ポイント
					健康づくりサポーター
					健康情報の提供及びイベント
					健康づくりプロジェクト
				ヘルスアップ教室事業に要する経費	ヘルスアップ教室
		病気の予防や重症化予防	健康診査事業	骨粗しょう症検診	骨粗しょう症検診
				肝炎ウイルス検診	肝炎ウイルス検診
				口腔病疾患健診	口腔疾患健診
				健康診査	40歳以上健康診査 39歳以下健康診査
			がん検診事業	がん検診	肺がん・結核検診
					子宮頸がん検診
					乳がん検診
					胃がん検診
					大腸がん検診
					前立腺がん検診
			がん検診推進事業	がん検診推進事業	子宮頸がん検診・乳がん検診
			特定健康診査等事業に要する経費（国民健康保険特別会計・執行委任）	特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査 特定保健指導
				保険者努力支援制度・国保ヘルスアップ事業	運動教室
					糖尿病性腎症重症化予防事業
					CKD重症化予防事業
					特定健診継続受診対策
					40歳未満早期介入保健指導事業
					その他生活習慣病予防対策
					生活習慣病等重症化予防（医療機関未受診者、治療中断者に対する医療機関への受診勧奨及び保健指導）
					生活習慣病等重症化予防（保健指導）
			後期高齢者健康診査に要する経費（一般会計（市民部国保年金課）・執行委任）	後期高齢者健康診査	後期高齢者健康診査

○健康増進課 事業一覧○

(令和8年4月1日現在)

政策	施策	取組方針	予算事業名	詳細事業名	
誰もが安心して健康で明るく暮らせるまちをつくります「安全・安心・健康福祉」	健康づくりで人生を豊かに	病気の予防や重症化予防	後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（一般会計（市民部国保年金課）・執行委任）	後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
		予防接種の充実	予防接種事業	予防接種	ロタウイルスワクチン
					H i b ワクチン（ヘモフィルス・インフルエンザB型）
					小児用肺炎球菌ワクチン（20価・15価）
					B型肝炎ワクチン
					5種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、H i b 混合）ワクチン（D P T－I P V－H i b）
					4種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ混合）ワクチン（D P T－I P V）
					3種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風混合）ワクチン（D P T）
					不活化ポリオ（急性灰白髄炎）ワクチン（I P V）
					B C G ワクチン（結核）
					MR（麻しん風しん混合）ワクチン
					水痘ワクチン
					日本脳炎ワクチン
					D T（ジフテリア・破傷風混合）ワクチン第2期
					ヒトパピローマウイルス（H P V）ワクチン（子宮頸がん）
					R S ウイルスワクチン
					予防接種要注意者予防接種
					高齢者インフルエンザワクチン（標準量・高用量）
					高齢者新型コロナウイルスワクチン
					高齢者用肺炎球菌ワクチン（20価）
					带状疱疹ワクチン
				風しんの追加的対策	風しん第5期予防接種事業（延長）
				予防接種費用助成	予防接種費用の償還払い事業
					風しん予防接種の費用助成事業
					骨髄移植等による定期予防接種の再接種費用助成
					任意予防接種带状疱疹予防接種費用助成
					任意予防接種おたふくかぜ予防接種費用助成
					任意予防接種小児インフルエンザ予防接種費用助成

○健康増進課 事業一覧○

(令和8年4月1日現在)

政策	施策	取組方針	予算事業名	詳細事業名	
社 誰 もが 安心 して 健康 で明 るく 暮ら せる まち をつ くり ます 「安全・安心・健康福	健康 づくり で人 生を 豊か に	栄養バ ランス のよい 食事の 実践	食育推進事業	食育推進の実施体制	栄養士調整会
					食育研修会
				食育の啓発・普及	野菜いっぱい食育レシピの配信
					広報「にこにこクッキング」の掲載
					食環境の整備
	フイ ざと いう ネッ トに 備え る、 健康 と命 のセ	むし歯と歯周疾患の予防	口腔保健支援事業	歯科保健啓発事業	大人の食育の推進
					8020運動の推進
		市民が安心して生活できる環境づくり・安定した救急医療体制づくり	地域医療推進事業	地域医療推進事業	就学時健康診断栄養健康教育
			健康危機管理対策事業	他予算関連事業(子ども家庭課母子保健事業)	親子食育教室
		がんと共に生きる人への補助制度の周知	がん相談支援事業	がん患者アピアランスケア支援事業	かかりつけ医等の推奨
					医療体制の充実
					救急医療機関への財政支援
		新興感染症への体制整備・感染症予防対策の周知啓発	感染症予防に要する経費	感染症予防事業	感染症予防対策
					熱中症警戒アラート
					AED（自動体外式除細動器）の設置の促進

第2章 印西市の概要と現状

第1節 印西市の概要

第2節 人口及び構造

第3節 保健医療資源に関する現状

第2章 印西市の概要と現状

第1節 印西市の概要

平成22年3月23日に印西市、印旛村、本埜村の1市2村の合併により新しい印西市が誕生しました。

本地域は、東京都心から約40km、千葉市から約20km、成田国際空港から約15kmに位置し、西は我孫子市・柏市・白井市に、南は八千代市・佐倉市・酒々井町に、東は成田市・栄町に、北は利根川を隔てて茨城県に接し、南東部を印旛沼、北西部を手賀沼、北部を利根川に囲まれ、標高20から30m程度の平坦な台地と、湖沼周辺の低地により構成されています。

また、台地と低地部の境には、低地部から台地に入り込む谷津と呼ばれる地形と斜面緑地によって、地域の特徴的な景観が形成され、地質は、台地は洪積層に属し関東ローム層からなっており、低地部は沖積層に属し一般に肥沃な土地が広がっています。

市の面積は、令和7年10月1日時点で総面積123.79km²であり、全体の土地利用は、田畑が約38.4%、山林が約14.1%、宅地が約14.5%となっており、宅地が徐々に増加しているものの自然に恵まれた美しいまちです。

人口は、令和7年3月31日時点で住民基本台帳人口の総計は111,795人、世帯数は46,339世帯で、人口に占める構成比が高い地区は中央駅地区※¹、牧の原地区※²となっており、それぞれ33.7%、20.6%を占めています。また、人口の推移としては、中央駅地区の入居が始まった昭和59年以降、千葉県全体と比較しても、高い伸び率で人口が増加している。

産業構造は、令和2年の国勢調査による印西市の就業者数は、第3次産業が全体の約78.5%を占めております。

保健センターについては、昭和54年3月大森地区に保健センター（現大森保健センター・旧中央保健センター）が設置され、その後、千葉ニュータウン等の開発による人口増に対応するため、平成5年6月に南部保健センター（現高花保健センター）がオープンしました。

さらに平成23年には1市2村の合併により印旛保健センターと本埜保健センターを加えた4か所となり、令和7年4月に、千葉ニュータウン中央駅近くのコスモスパレット内に、保健事業の核となる総合保健センターがオープンしました。なお、令和7年8月1日に条例を改正し、保健センターの設置は総合保健センターと大森保健センターの2か所になりました。

出典：データいんざい2025

※1 中央駅地区：小倉台、大塚、牧の木戸、木刈、内野、武西学園台、原山、高花、戸神台、中央北、中央南

※2 牧の原地区：東の原、西の原、牧の原、原

第2節 人口及び構造

1 人口・世帯数の推移

人口は、千葉ニュータウン等の新興住宅地区への入居に伴い、平成8年の原地区のまち開き時までは増加傾向にありました。その後は大きな変化がない状況が続いており、特に平成12年からは1%に満たない増減率で推移してきましたが、平成20年には原地区、戸神台地区、中央南地区等の一部の入居が開始され、対前年比3%超の人口増加となりました。

その後、平成22年3月23日の1市2村の合併に伴い、人口総数がおおよそ2万3千人、世帯数は7千世帯以上増加しました。

近年は、中央駅地区や牧の原地区等への入居により継続的に人口が増加しています。

人口・世帯数の推移			各年10月1日現在常住人口			
年	世帯数	人口			1世帯当たり 平均人員	人口密度 (人/k㎡)
		総数	男	女		
平成23 (2011)	30,358	89,279	44,161	45,118	2.9	721.2
24 (2012)	31,113	90,309	44,680	45,629	2.9	729.5
25 (2013)	31,940	91,200	45,102	46,098	2.9	736.7
26 (2014)	32,530	91,755	45,389	46,366	2.8	741.2
27 (2015)	33,384	92,825	45,884	46,941	2.8	749.8
28 (2016)	33,748	94,686	46,761	47,925	2.8	764.8
29 (2017)	34,957	96,640	47,704	48,936	2.8	780.6
30 (2018)	36,075	98,511	48,602	49,909	2.7	795.7
31 (2019)	37,472	100,907	49,730	51,177	2.7	815.1
令和 2 (2020)	38,442	103,202	50,838	52,364	2.7	833.6
3 (2021)	39,071	104,340	51,404	52,936	2.7	842.8
4 (2022)	40,566	106,587	52,556	54,031	2.6	861.0
5 (2023)	41,643	108,276	53,472	54,804	2.6	874.7
6 (2024)	42,138	108,830	53,659	55,171	2.6	879.2
7 (2025)	42,702	109,254	53,807	55,447	2.6	882.5

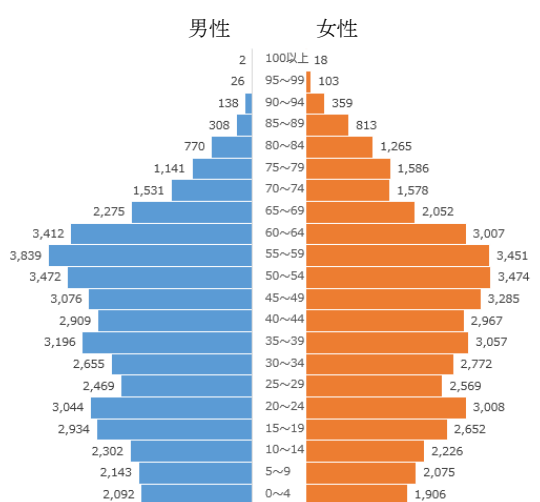
資料：企画政策課（千葉県毎月常住人口調査）

2 年齢別人口（人口ピラミッド）

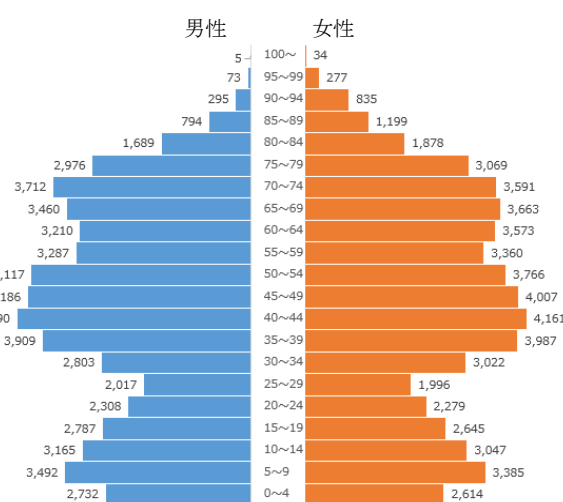
千葉ニュータウン等の開発によって同時期に入居した同年代層が高齢期を迎えようとしており、これらの地区では高齢化が進んできていますが、現在入居中の中央駅地区の一部や牧の原地区等には子育て世代の流入が続いていることから、市全体でみた年齢構成は平準化が進んでいる状況となっています。

	平成22年4月1日現在			令和7年4月1日現在		
年齢（歳）	総数（人）	男（人）	女（人）	総数（人）	男（人）	女（人）
0～4	4,032	2,110	1,922	5,346	2,732	2,614
5～9	4,248	2,160	2,088	6,877	3,492	3,385
10～14	4,562	2,320	2,242	6,212	3,165	3,047
15～19	5,607	2,949	2,658	5,432	2,787	2,645
20～24	6,130	3,085	3,045	4,587	2,308	2,279
25～29	5,164	2,520	2,644	4,013	2,017	1,996
30～34	5,594	2,720	2,874	5,825	2,803	3,022
35～39	6,406	3,257	3,149	7,896	3,909	3,987
40～44	6,004	2,962	3,042	8,551	4,390	4,161
45～49	6,452	3,108	3,344	8,193	4,186	4,007
50～54	7,013	3,495	3,518	7,883	4,117	3,766
55～59	7,343	3,854	3,489	6,647	3,287	3,360
60～64	6,442	3,425	3,017	6,783	3,210	3,573
65～69	4,342	2,280	2,062	7,123	3,460	3,663
70～74	3,117	1,537	1,580	7,303	3,712	3,591
75～79	2,735	1,145	1,590	6,045	2,976	3,069
80～84	2,036	771	1,265	3,567	1,689	1,878
85～89	1,125	309	816	1,993	794	1,199
90～94	497	138	359	1,130	295	835
95～99	129	26	103	350	73	277
100以上	20	2	18	39	5	34

資料：企画政策課（千葉県年齢別・町丁字別人口調査）



平成22年4月1日現在
(3市町合併の年)



令和7年4月1日現在

3 年少・生産・老年3区分人口の推移

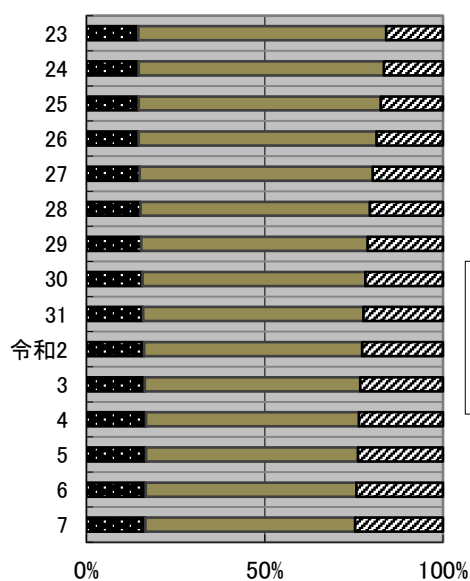
本市の年齢3区分人口は、減少傾向にあった生産年齢人口（15～64歳）が平成29年から増加傾向に転じ、年少人口（0～14歳）と老年人口（65歳以上）は継続して増加傾向にあります。また、人口割合では、年少人口と老年人口割合の増加傾向があり、生産年齢人口の割合は減少しています。県と比べ年少人口の割合が高く、老年人口割合が低いことに特徴があります。令和7年と前年を比較すると、本市が年少人口マイナス0.1ポイント、生産年齢人口マイナス0.2ポイント、老年人口プラス0.3ポイント、千葉県が、それぞれマイナス0.2、プラス0.3、増減なしです。

人口・世帯数の推移

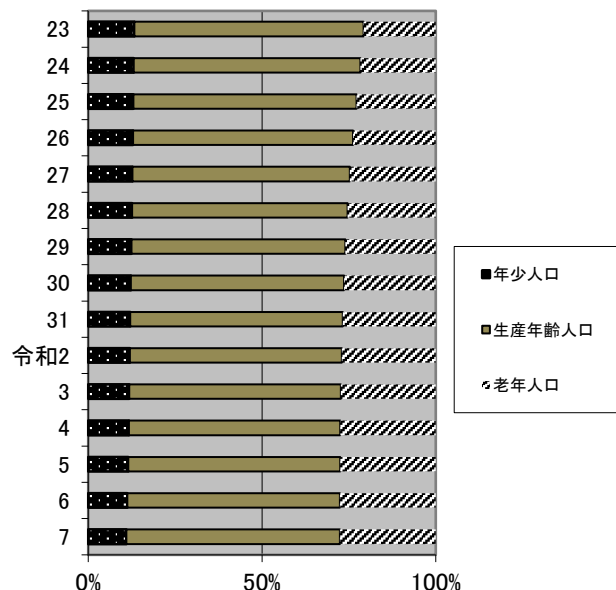
各年4月1日現在

年	印西市							千葉県		
	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		年少人口	生産年齢人口	老年人口
		人数	%	人数	%	人数	%	%	%	%
23	90,529	13,206	14.6	62,941	69.5	14,382	15.9	13.3	65.9	20.8
24	91,505	13,327	14.6	63,033	68.9	15,145	16.6	13.1	65.2	21.7
25	92,489	13,563	14.7	62,707	67.8	16,219	17.5	13.0	64.2	22.8
26	93,085	13,717	14.7	62,062	66.7	17,306	18.6	12.9	63.3	23.8
27	93,494	13,897	14.9	61,181	65.4	18,416	19.7	12.7	62.5	24.7
28	95,185	14,424	15.2	61,172	64.3	19,589	20.5	12.6	62.0	25.4
29	97,321	14,962	15.4	61,752	63.5	20,607	21.2	12.4	61.6	26.0
30	99,133	15,551	15.7	61,949	62.5	21,633	21.8	12.3	61.3	26.4
31	101,406	16,115	15.9	62,651	61.8	22,640	22.3	12.1	61.1	26.8
令和 2	103,794	16,805	16.2	63,419	61.1	23,570	22.7	12.0	61.0	27.0
3	106,080	17,401	16.4	64,046	60.4	24,633	23.2	11.8	60.9	27.3
4	108,141	18,018	16.7	64,630	59.8	25,493	23.6	11.7	60.8	27.5
5	110,208	18,454	16.7	65,522	59.5	26,232	23.8	11.5	61.0	27.5
6	111,109	18,490	16.6	65,670	59.1	26,949	24.3	11.2	61.1	27.6
7	111,795	18,435	16.5	65,810	58.9	27,550	24.6	11.0	61.4	27.6

資料：千葉県年齢別・町丁字別人口調査



印西市



千葉県

第3節 保健医療資源に関する現状

1 保健センターの状況

名 称	総合保健センター
所 在 地	印西市中央南一丁目4番地3 (コスモスパレットパレットⅡ内)
設置年月日	令和7年 4月 1日
延床面積	7306.07㎡

名 称	大森保健センター
所 在 地	印西市大森2356番地3
設置年月日	昭和54年 3月26日
敷地面積	1,330.87㎡
建築面積	695.6351㎡ 629.171㎡ (S54.3 竣工時) 5.7141㎡ (S61～62年度 事務室拡張) 60.75㎡ (H5年度 増築)
延床面積	640.5641㎡ 506.09㎡ (S54.3 竣工時) 12.9741㎡ (S61～62年度 事務室拡張) 121.5㎡ (H5年度 増築)

- *総合保健センターは、コスモスパレットパレットⅡ内にあり、延床面積についてはコスモスパレットパレットⅡの数値を記載しております。
- *参考として、総合保健センターは相談室1（16.09㎡）相談室2（10.36㎡）薬品室（29.38㎡）倉庫1（21.06㎡）事務室（約290㎡）で構成されており、延床面積は約366.89㎡です。
- *大森保健センターは令和7年4月に中央保健センターから大森保健センターに名称変更いたしました。
- *印旛、本埜及び高花保健センターは、令和7年4月に基幹的施設として総合保健センターが開設されたことにより、令和7年7月31日をもって廃止となりました。

2 職員等の状況

令和8年度保健業務を実施するのは健康増進課（健康政策係、健康支援係、感染症予防係）
下記のとおり職員配置をしています。

令和8年4月1日現在

職種	健康増進課										小計			計
	課長	健康政策係			健康支援係			感染症予防係						
		正規職員	任期付	会計年度	正規職員	任期付	会計年度	正規職員	任期付	会計年度	正規職員	任期付	会計年度	
一般事務	1	3	1	2	3	0	7	1	1	4	7	2	13	22
保健師		3	0 (1)	0	4	1	1	4	1	0	11	2	1	14
助産師		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
看護師		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	2
管理栄養士		1	0	0	2	2	4	0	0	0	3	2	4	9
栄養士		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1
歯科衛生士		0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	2
理学療法士		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1	7	1	2	10	5	14	5	2	4	22	8	20	51

※表中「会計年度」は「会計年度任用職員」を指す

※表中「任期付」は「任期付職員」を指す

※健康政策係任期付職員は健康支援係と兼務

Ⅱ 各 論

第 1 章

健康づくりで人生を豊かに

第 1 節 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

1. 健康政策推進に要する経費

第 2 節 健康意識の向上

1. 健康支援事業

2. ヘルスアップ教室事業に要する経費

第 3 節 病気の予防や重症化予防

1. 健康診査事業

2. がん検診事業

3. がん検診推進事業

4. 特定健康診査等事業に要する経費

5. 後期高齢者健康診査に要する経費

6. 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

第 4 節 予防接種の充実

1. 予防接種事業

第 5 節 栄養バランスのよい食事の実践

1. 食育推進事業

第 6 節 むし歯と歯周疾患の予防

1. 口腔保健支援事業

第1節 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

1. 健康政策推進に要する経費(健康増進課健康政策係)

実施事業名	目 的	内 容
健康づくりの実施体制		
健康づくり推進協議会	地域住民に密着した総合的健康づくり対策等を積極的に推進する。	・健康増進に関すること ・食育推進に関すること ・献血推進に関すること ・機関紙「いんざい健康づくり」の発行
「第3次健康いんざい21～印西市健康増進・食育推進計画・歯と口腔の健口プラン～」の進行管理	健康増進法に基づき、全ての市民が、健康で安心していつまでもいきいきと暮らせるまちづくりの実現を図る。 また、食育基本法に基づき、市民が生涯を通じて健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう取り組むための体制づくりを推進する。	「第3次健康いんざい21」の策定に伴い関係各課の取組状況も含め進行管理を行う。また、健康づくり推進協議会にて、進捗状況の報告等を行う。
自殺対策		
自殺対策	すべての人が心の健康を保ち、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す。	関係課との連携を図り、自殺対策につながる情報発信を行っていく。 ①ゲートキーパー研修の開催(7月上旬、11月中旬の2回を予定) ②自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)の普及啓発、スポーツフェス、二十歳を祝う会等を活用した啓発のほか、商工会や市内高校、市内図書館等の公共施設にて啓発を行う。 ③自殺対策推進庁内会議を開催し、自殺対策に関する情報を共有する。
献血事業		
献血事業	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、近年増大する血液需要に対して、血液供給の安定化と国内自給体制の確立を図るため、1人でも多くの人に献血に対しての理解をいただき協力が得られるよう、献血者に対しても輸血者に対しても安全であり、時代のニーズに合った献血の推進に努める。	献血事業の実施 ・市主体実施会場:市役所・街頭(イオンモール) ・血液センター主体実施会場:学校・企業・事業所(イオンモール・BIGHOPガーデンモール) ・献血方法:全血(200ml・400ml) ・PR方法 市公式LINE、市公式X、広報いんざい、市ホームページへの掲載、ポスターの掲示・配布、ふれあいバス車内へのポスター掲示、成人式でのリーフレット配布、献血実施時のPR景品配布
骨髄移植ドナー支援事業		
骨髄移植ドナー支援事業	造血幹細胞移植のために骨髄又は末梢血幹細胞を提供する者(ドナー)としての登録を促進し、造血幹細胞移植を受ける必要のある者がその機会を確保されるよう支援する。	ドナーについては、骨髄又は末梢血幹細胞の提供に必要な通院、入院及び面接に必要な日数、1日当たり2万円(上限は7日)。ドナーが従事している事業所については、1日当たり1万円(上限は7日)。

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
—	—	—	全体会議 3回 編集会議 2回 機関紙 年1回発行	機関紙 11月(ホームページに掲載。健康情報コーナー等で配布)	第3次健康いんざい21及び第2次印西市自殺対策計画の進行管理について意見を聴取する。
—	—	—	—	—	「第3次健康いんざい21」の周知実践に努める。
①印西市役所職員、印西市民生委員・児童委員及び印西市内において傾聴ボランティアや相談対応を行っている人 ②市民 ③職員	職員	市内全域	①2回 ②— ③1回	①計60人 ②— ③—	自殺対策計画に基づき、関係課と連携し、周知・啓発を実施していく。 市職員や地域において市民の相談対応を実施している人等を対象に、ゲートキーパー研修を開催し、悩みを抱える人のSOSに気づき支援につなげる人材を育成する。 自殺対策推進庁内会議の開催にて、自殺対策に関する情報を共有することで、庁内連携を図る。
一般市民 学生 従業員等	健康増進課職員 千葉県赤十字血液センター	市役所 イオンモール千葉ニュータウン店	市主体年5回	3,000人(印西市全体)	少子高齢化等に伴う献血者の大幅な減少が危惧されており、特に若年層へ向け積極的にPRすることで、若年層の献血意識向上を図っていく。 また、採血後に送られてくる血液検査の結果が体調管理に役立てることができると、献血の健康面での活用をアピールし、定期的な献血協力をお願いしていく。
—	—	—	—	ドナー 2人 事業所 2件	市ホームページや広報いんざいで制度の周知を図る。

第2節 健康意識の向上

1. 健康支援事業(健康増進課健康支援係)

実施事業名	目 的	内 容
健康教育		
集団健康教育	(出前健康講座及び依頼健康教育) 疾病の予防や健康増進に関する正しい知識の普及を図り、生活習慣病を予防していく。	【出前健康講座】 9講座を設定 【依頼健康教育】 市民団体や市内施設等から健康増進課に直接依頼が来て実施する健康教育
	(女性のがん対策及び女性の健康) 乳がん・子宮がんについての知識を得ることによって、検診の必要性を認識し、受診を習慣化していけるよう支援する。	幼児健診にて、女性が受けられる健(検)診(39歳以下健康診査、乳がん検診、子宮頸がん検診、骨粗しょう症検診、口腔疾患健診)について啓発ちらしを配布する。また、成人式にて子宮頸がん検診の啓発ちらしを配布する。
健康相談		
健康づくり相談	(全般) 健康全般に関する相談に対して、疾病予防や医療に向けて適切な行動が取れるように助言を行い、市民の健康の保持増進を図る。	必要に応じた内容で相談を実施していく。 ・随時(電話・来所など)の個別健康相談
	(栄養) 食生活に関する各種相談に対して、相談者の生活状況に合わせたアドバイスを行うことで、生活改善を促し、健康増進を図る。	病態・症状別食事のアドバイス、食生活等調査の実施 ・随時(電話・来所・訪問など)の個別健康相談
	(歯科) 歯科に関する各種相談に対し、適切な助言を行い問題の解決に向けて支援するとともに、むし歯や歯周疾患、オーラルフレイルの予防を図る。	必要に応じた内容で相談を実施していく。 ・随時(電話・来所など)の個別健康相談
	(禁煙相談) 禁煙相談に対し、適切な助言を行い支援をし、市民の健康増進を図る。	必要に応じた内容で相談を実施していく。 ・随時(電話・来所など)の個別健康相談
訪問指導		
訪問指導	訪問により、対象者の生活の場で、具体的な生活習慣等の指導を行い、本人や家族の健康の保持増進及び心身機能低下の予防を図る。	・生活習慣病、食生活、歯科等の健康に関する指導、情報提供、他機関との連絡調整 ・健(検)診結果等についての相談及びアドバイス。市民からの相談により必要時に訪問を実施する。

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
全市民	保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士	市内各会場	—	300人	依頼健康教育については、対象者や依頼内容に柔軟に対応する。
乳がん検診・子宮頸がん検診受診者及び対象者	保健師	市内各会場	—	400人	若い世代にもがんに関心を持ってもらうため、成人式にて子宮頸がん検診の啓発ちらしを配布していく。
全市民	保健師 看護師 管理栄養士 歯科衛生士	総合保健センター 大森保健センター	随時	300人	来所や電話での相談が随時行える体制をとり、全市民が健康について気軽に相談できるようにする。 各種健(検)診の事後指導の方法として、個別相談を充実させていく。
全市民	管理栄養士	総合保健センター 大森保健センター	随時	100人	個々に合わせた支援を行う。 他職種や医療機関等と連携を取りながら進めていく。
全市民	歯科衛生士	総合保健センター 大森保健センター	随時	10人	必要に応じて栄養士と連携して歯科の観点から相談を実施していく。
全市民	保健師 看護師	総合保健センター 大森保健センター	随時	5人	禁煙外来のある医療機関を把握し、適切な情報提供ができるようにする。
全市民	保健師 看護師 管理栄養士 歯科衛生士	—	随時	—	今後も引き続き健(検)診後のフォローに力をいれ、個々に応じた支援を行っていく。

実施事業名	目 的	内 容
健康づくりの啓発・普及		
市制30周年健康講演会	自身の身体状況を把握する機会を設け、自身にあった疾病予防・健康づくりに必要な知識を得て、具体的な行動変容につなげられるよう支援する。	脂質異常症をテーマに医師による講演、管理栄養士による栄養についてのミニ講話を実施する。(12月2日予定) 同日に、健康啓発コーナーを設け、栄養に関する展示や健康測定、歯科保健に関する啓発などを実施する。
受動喫煙防止対策	望まない受動喫煙をなくし、次世代を担う子ども達をたばこの煙の害から守るために、市民一人ひとりが受動喫煙防止に取り組み、受動喫煙のないまちづくりを推進する。	2019年3月に作成した「印西市受動喫煙防止対策ガイドライン」をもとに受動喫煙の害、受動喫煙防止対策の必要性について啓発を行う。 また、将来の喫煙防止のため、市内保育園・幼稚園の年長児に向けオリジナル教材を使った教育を行う。 世界禁煙デーに合わせて、市内小学校の児童が制作したポスターや一般公募による短歌・川柳の作品や啓発パネルを展示することで、禁煙や受動喫煙防止についての周知、啓発を図る。
印西市健康ポイント事業 いんざい ちょけん (貯健)ポイント	印西市健康ポイント事業実施要領(R3.6.1施行)に基づき市民の健康の意識を高め、健康的な生活習慣を実践するきっかけとなることを目的とし、市民の主体的な健康づくりの取り組みを支援するため、千葉県元気ちば！健康チャレンジ事業と連携し実施する。	市民が健康づくりメニューに取り組み、一定以上のポイントを獲得し市に申請すると、県の承認を受けた協賛店で優待サービスを受けることのできる「ち〜バリュ〜カード」を交付する。
健康づくりサポーター	健康づくり全般に関する知識を、身近な人や地域の人に伝える役割としボランティアで行う市民の主体的な活動を促進する。	講演会、出前健康講座、依頼教育、運動教室、ちょきん運動等への参加者へ「健康づくりサポーターカード」を渡し、学んだ健康のヒントを身近な人や地域の人に伝える活動を展開する。
健康情報の提供 及びイベント	健康についての知識や情報を提供し、多くの市民が健康づくりに関心を持てるように啓発する。	【広報紙】 健康づくりに必要な知識や生活習慣病等の予防についてコラム形式で掲載する。 【健康情報コーナー】 生活習慣病等についての情報や、ウォーキングマップ等の提供、保健センター事業のPR等を行なう。 【その他】 スポーツ健康フェス等の市で行うイベントや動画配信(市YouTube)等で、健康づくりのための知識の伝達、実践方法の普及を図る。
健康づくりプロジェクト	印西市の住民が主体的に健康づくりに取り組むことができるまちづくりを含めた環境づくりを、健康増進課が中心となり、全市、全庁的に取り組むことができる体制づくりを推進する。	【再掲】 世界禁煙デーに合わせて、市内小学校の児童が制作したポスターや一般公募による短歌・川柳の作品や啓発パネルを展示することで、禁煙や受動喫煙防止についての周知、啓発を図る。

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
全市民	医師 栄養士 歯科衛生士 その他健康増進課職員	コスモスパレットパレットⅡ	1回	200人	健診事後の健康づくりに役立ててもらえるよう、健診結果に講演会のチラシを封入し周知を行う。また、病院や各施設等にポスターを掲示し周知する。 市制30周年の年となるため、例年の講演会に加え、他機関との連携を行いながら市民が健康づくりに触れる機会を設けられるよう展開していく。
市民 (教育) 市内保育園 市内幼稚園	保健師 栄養士 歯科衛生士	市内全域 (展示) イオンモール千葉ニュータウン店	(教育) 希望園数 (展示) 掲示期間 5/23～ 6/7	(教育) 約500人 (展示) 11人	市内保育園、幼稚園の園児を対象に教育を実施する。また、保育園等での健康教育時に、前年度よりデザインを変更した保護者への啓発チラシを配布し、より効果的な啓発へつなげていく。学校・市民・事業所等の団体・市が一体となって受動喫煙防止対策に取り組めるよう、広報いんぎい、市ホームページ、SNS等で受動喫煙防止に関して情報を発信する。 禁煙や受動喫煙防止について考えるきっかけとなるように展示物を作成する。
市民(18歳以上)	職員	市内全域	-	150人	関係各課と連携を図りながら、市として一体的な健康づくりの取組みが出来るように調整する。 イベントや事業参加者、市ホームページ等で積極的に周知を行い、より多くの市民に参加してもらえるように工夫する。
市民	保健師 栄養士 歯科衛生士	総合保健センター 他	随時	500人	教育の場において積極的に周知、配布し、より多くの市民が健康づくりサポーターの役割を担えるようにしていく。
全市民	-	健康情報コーナー (各保健センター 市役所ロビー、各 公民館、そうふけ ふれあいの里、小 倉台図書館、本埜 ファミリア館等 計 16か所)	コラムは 広報紙に 掲載 (月1回)	(コラム) 年12回	健康情報コーナーでは、「市内医療機関一覧」、「アピアランスケア」など内容の充実を図り、資料が見やすいようにレイアウトも変更していく。
全市民	職員	イオンモール千葉ニュータウン店	掲示期間 5/23～ 6/7	11人	健康づくりの取り組みがしやすい環境づくりのために、他課や民間事業者、健康づくりに対する関心が高い市民との協働を図っていけるよう施策について課内で検討していく。

2. ヘルスアップ教室事業に要する経費(健康増進課健康政策係)

実施事業名	目 的	内 容
ヘルスアップ教室事業		
ヘルスアップ教室	一人ひとりにあった個別プログラムを提示することで、健康の増進を図る。 また、ヘルスアップ教室終了後も自身で継続した運動等が行えるよう支援する。	①運動可否判定及び健康生活調査 ②体力テスト ③個別プログラムの提示 ④トレーニングの実施 ⑤トレーニングの評価(モニタリング)

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
35歳以上の市民	運動指導員を委託	そうふけふれあいの里	週5回 年4回募集 コース別: 月4回型 月8回型 ライフスタイル型	実人数: 約120人 各募集定員 30人	教室卒業後の運動継続を支援する場として、ライフスタイル型利用者に対して、定期的な運動のフォローアップイベントを開催する等、健康づくりへの取り組みが継続できるよう支援していく。

第3節 病気の予防や重症化予防

1. 健康診査事業(健康増進課健康支援係)

実施事業名	目 的	内 容
骨粗しょう症検診		
骨粗しょう症検診	健康増進法第19条の2及び印西市健康診査実施規則に基づき、若い世代から骨密度測定を実施することにより、骨粗しょう症予防への意識付けを行い、高齢期の骨折のリスクを減少させ介護予防に結び付ける。	・検査方法はDXA法またはDIP法。要指導者及び要精密検査者に対しては、指導パンフレット・健康づくり相談ちらしの送付、電話相談により、生活改善の支援を行う。 ・自己負担金を徴収する。 個別:1,000円 ※生活保護受給証明書の提出があった場合は無料。
肝炎ウイルス検診		
肝炎ウイルス検診	健康増進法第19条の2に基づき、肝炎による健康障害を回避し、症状の軽減、進行を遅延するため、肝炎ウイルス検査を実施する。また、早期発見し、適切な治療へと結び付ける。	・問診、肝炎ウイルス検査 ・自己負担金を徴収する。 集団:300円 個別:600円 ※生活保護受給証明書の提出があった場合は無料。
歯周病疾患検診		
口腔疾患健診	健康増進法第19条の2の厚生労働省令で定める健康増進事業として口腔疾患健診を実施し、歯周疾患の予防及び早期発見・早期治療を通じて、口腔機能の維持と全身の健康増進を図る。また歯周病に限らず口腔疾患に対する予防意識の啓発を図るとともに、健診後の早期受診を勧奨をすることにより、口腔疾患の進行抑制を目的とする。	・問診、口腔内診査(現在歯、喪失歯の状況、歯周組織の状況、口腔清掃状態、その他の所見、治療必要度の有無) ※健診後、必要者には受診勧奨。 ・自己負担金を徴収する。 個別:500円

対象者	方法	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
R9年4月1日時点の満年齢が20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性	市内・外医療機関に委託	個別:計19医療機関 市内18医療機関 市外 1医療機関	6月～12月	1,200人	対象者全員に受診券を送付。若い年代層での受診率向上を目指し、30・35・40・45・50・55歳へ受診勧奨ハガキを送付する。 要精密検査の対象者には、受診勧奨及び結果把握に努め、必要な人への指導や助言を行う。 要指導者について継続した運動のきっかけ作りのため運動教室への参加及び健康相談への参加を勧奨する。
①市内在住の40歳の人 ②市内在住の41歳以上で過去に実施していない人	集団:検査機関に委託 個別:市内・外医療機関に委託	集団:8会場 印旛公民館4回 文化ホール6回 コスモスパレット パレットⅡ 7回 保健福祉センター(高花) 3回 本埜公民館2回 松山下公園総合体育館1回 小林コミュニティプラザ 2回 ふれあい文化館 2回 個別:計27医療機関 市内25医療機関 市外2医療機関	集団: 6月～12月 27日間 6月全9日 7月全7日 9月全4日 10月全3日 11月全2日 12月全2日 個別: 6月～12月	450人 集団: 250人 個別: 200人	集団検診と並行して個別検診も実施し、受診機会を確保できるようにしている。陽性が疑われる者が確認できた場合、フォローアップ事業の紹介を行う。フォローアップ事業参加者へは翌年度以降に継続受診又は治療が確認できるまで状況調査を実施し、適切に医療機関につながるサポートを行っている。
R9年4月1日時点の満年齢が、20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の人	市内歯科医院に委託	市内24歯科医院	6月～12月	400人	対象者全員に受診券を交付し、ポスターやSNSを活用し受診勧奨を行う。また、口腔疾患健診受診後、要精密検査であった者に対し、受診状況の把握を行い、未受診であれば適切な受診を促す。

実施事業名	目 的	内 容
健康診査		
40歳以上健康診査	健康増進法第19条の2及び印西市健康診査実施規則に基づき、40歳以上で、高齢者の医療の確保に関する法律第7条第3項または同法第50条の被保険者に含まれない40歳以上の住民に対し健康診査を実施し、生活習慣病対策として疾病を早期に発見し、生活習慣の改善指導及び適切な治療へと結びつける。	・特定健康診査に準ずる。 ・自己負担金 なし
39歳以下健康診査	印西市健康診査実施規則の規定に基づき、生活習慣病の発症や重症化を予防するために実施する。 39歳以下で国保加入者の健康診査については、保険者努力支援交付金事業費分対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業に該当する。	・身長、体重、腹囲、BMI、尿検査(蛋白、糖)、理学的検査(視診、聴診、触診等)、問診、血圧測定、血液検査(GOT、GPT、γ-G T、中性脂肪、LDLコレステロール、HDLコレステロール、クレアチニン、eGFR、尿酸、血糖検査、ヘモグロビンA1c)、選択検査(心電図・眼底検査・貧血検査) ※女性受診者には選択貧血検査対象外でも貧血検査を実施する。 ・自己負担金を徴収する。 集団:1,100円 個別:1,500円 ※生活保護受給証明書の提出があった場合は無料。

2. がん検診事業(健康増進課健康支援係)

実施事業名	目 的	内 容
がん検診		
肺がん・結核検診	健康増進法第19条の2に基づき、がん疾患などの予防を図るとともに、早期に発見し、適切な治療に結びつける。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核予防および結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核が個人的にも社会的にも害をおよぼすことを防止する。	集団検診:問診、胸部レントゲンデジタル式撮影 ・胃がん検診、大腸がん検診と同日実施。 ・自己負担金を徴収する。 集団:300円 (結核検診の対象者は65歳以上であるが、肺がん検診を同時実施しているため、対象者を40歳以上とする)

対象者	方法	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
生活保護受給者	集団:検査機関に委託 個別:市内・外医療機関に委託	集団:8会場 印旛公民館4回 文化ホール6回 コスモスパレット パレットⅡ 7回 保健福祉センター(高花) 3回 本埜公民館2回 松山下公園総合体育館1回 小林コミュニティプラザ 2回 ふれあい文化館 2回	集団: 6月～12月 27日間 6月全9日 7月全7日 9月全4日 10月全3日 11月全2日 12月全2日 個別: 6月～12月	集団:30人 個別:70人	社会福祉課と連携し、市発行のチラシへの応募があった人のみへの問診票発送を取りやめ、印西市内に住所を有する40歳以上の生活保護受給者全員へ問診票の一斉発送を行う。 R7年度まで実施・運用において曖昧さの残っていた部分を改め、受診に際し生活保護受給証明書を必須と改める。 健康診査後の保健指導についても連携をとって進める。
市内在住19歳～39歳の人 (職域健診などの対象者と学生を除く)	集団:検査機関に委託 個別:市内・外医療機関に委託	個別:計28医療機関 市内26医療機関 市外2医療機関		950人 集団: 450人 (一般300人、国保150人) 個別: 500人 (一般300人、国保200人)	35歳～39歳の国民健康保険被保険者全員に受診券及び問診票を発送することは引き続き実施し、他に健診の機会がない人に集中的に受診勧奨を行う。 子育て世代に向けて健診をPRするため、子連れ受診可能な医療機関のリーフレットを幼児健診健診票送付時に同封する。

対象者	方法	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
市内在住の40歳以上の人 (S62年4月1日以前に生まれた人で、検診を希望しない人、治療中や経過観察中の人を除く)	集団:検診機関に委託	集団:6会場 コスモスパレット パレットⅡ 10回 印旛公民館 3回 保健福祉センター(高花) 2回 大森保健センター 7回 小林コミュニティプラザ 2回 滝野小学校 1回	集団: 9月～12月 25日間 9月全2日 10月全11日 11月全6日 12月全6日	6,000人	集団健診申し込み期間において、未予約者に対し個別に受診勧奨をすることで、検診予約者数の増加がみられた。個別の受診勧奨は効果があると判断できるため、令和8年度も継続して実施していく。 令和7年度からは予約者数が比較的多い千葉ニュータウン中央駅前地区のコスモスパレットでの検診を9回実施し、令和6年度より受診者数が増加した。毎年受診が必要な検診ではあるため、受診者数を維持できるように会場や人数等の調整を行っていく。 また、受診券の発送対象に、35～74歳の国民健康保険加入者等を加えたことも、受診者数増加に寄与した。

実施事業名	目 的	内 容
子宮頸がん検診	健康増進法第19条の2に基づき、がん疾患などの予防を図るとともに、早期に発見し、適切な治療に結びつける。	・集団検診:問診、視診、頸部細胞診（液状化検体法） ・個別検診:問診、視診、頸部細胞診 ・自己負担金を徴収する。 ・集団:1,000円 ・個別:1,500円
乳がん検診	健康増進法第19条の2に基づき、がん疾患などの予防を図るとともに、早期に発見し、適切な治療に結びつける。	集団検診 ・30歳代:問診、超音波検査 ・40・42・44・46・48歳:問診、超音波 ・41・43・45・47・49歳:問診、マンモグラフィ(2方向) ・50歳以上:問診、マンモグラフィ(1方向) 個別検診 ・30歳代:問診、超音波検査 ・40・42・44・46・48歳:問診、超音波 ・41・43・45・47・49歳:問診、マンモグラフィ(2方向)または超音波 ・50歳以上:問診、マンモグラフィ(1方向)または超音波 ・自己負担金を徴収する。 ・集団:800円 ・個別:1,100円
胃がん検診	健康増進法第19条の2に基づき、がん疾患などの予防を図るとともに、早期に発見し、適切な治療に結びつける。	集団検診:問診、胃部X線検査 個別検診:問診、胃部X線検査(食道も実施) ・自己負担金を徴収する。 ・集団:1,000円 ・個別:2,000円 ・集団検診は肺がん、大腸がん検診と同日実施予定。

対象者	方法	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
市内在住の20歳以上の女性 (H19年4月1日以前に生まれた人で検診を希望しない人、治療中や経過観察中の人を除く)	集団:検診機関に委託 個別:市内・外医療機関に委託	集団:6会場 文化ホール 2回 保健福祉センター(高花) 1回 印旛公民館 1回 小林コミュニティプラザ 1回 コスモスパレット パレットⅠ 4回 コスモスパレット パレットⅡ 1回 個別:計15医療機関 市内6医療機関 市外9医療機関	集団 9～12月10日間 9月全5日 10月全2日 セット検診 10月全1日 11月全1日 12月全1日 個別 6月～12月(クーポン対象者は1月末まで)	6,740人(内訳) 集団 1,700人 個別 5,040人	集団検診実施の10日間の内3日間は乳がん検診と同日実施を行い、受診率の向上を目指す。 集団健診申し込み期間において、未予約者に対し個別に受診勧奨をすることで、受診券の申込及び検診予約者数の増加がみられた。個別の受診勧奨は効果があるため、発送時期等を精査して、令和8年度も継続して実施していく。また、問診票発送後でも受診希望者が予約を入れられるため、検診終了まで予約可能な体制を整えていく。 精密検査対象者へは、指導助言を行いながら受診勧奨及び結果把握に努めていく。
市内在住の30歳以上の女性 (H9年4月1日以前に生まれた人で、検診を希望しない人、治療中や経過観察中の人を除く)	集団:検診機関に委託 個別:市内外医療機関に委託	集団:6会場 文化ホール 2回 小林コミュニティプラザ 1回 コスモスパレット パレットⅠ 5回 コスモスパレット パレットⅡ 1回 保健福祉センター(高花) 1回 印旛公民館 2回 個別: マンモグラフィ:計9医療機関 市内4医療機関 市外5医療機関 超音波:計14医療機関 市内9医療機関 市外5医療機関	集団 10月～12月 マンモ:12日間 超音波:10日間 10月全1日 11月全5日 12月全3日 セット検診 10月全1日 11月全1日 12月全1日 個別 6月～12月(クーポン対象者は1月末まで)	9,010人(内訳) 集団 3,080人 個別 5,930人	集団検診実施の12日間の内3日間は子宮頸がん検診と同日実施を行い、受診率の向上を目指す。 集団健診申し込み期間において、未予約者に対し個別に受診勧奨をすることで、受診券の申込及び検診予約者数の増加がみられた。個別の受診勧奨は効果があるため、発送時期等を精査して、令和8年度も継続して実施していく。 問診票発送後でも受診希望者が予約を入れられるため、検診終了まで予約可能な体制を継続していく。 精密検査対象者へは、指導助言を行いながら受診勧奨及び結果把握に努めていく。
市内在住の40歳以上の人 (S62年4月1日以前に生まれた人で、検診を希望しない人、治療中や経過観察中の人を除く)	集団:検診機関に委託 個別:市内外医療機関に委託	集団:6会場 コスモスパレット パレットⅡ 10回 印旛公民館 3回 保健福祉センター(高花) 2回 大森保健センター 7回 小林コミュニティプラザ 2回 滝野小学校 1回 個別:計7医療機関 市内6医療機関 市外1医療機関	集団: 9月～12月25日間 9月全2日 10月全11日 11月全6日 12月全6日 個別 6月～12月	3,900人(内訳) 集団 2,600人 個別 1,300人	集団健診申し込み期間において、未予約者に対し個別に受診勧奨をすることで、検診予約者数の増加がみられた。個別の受診勧奨は効果があると判断できるため、令和8年度も継続して実施していく。 令和7年度からは予約者数が比較的多い千葉ニュータウン中央駅前地区のコスモスパレットでの検診を9回実施し、令和6年度より受診者数が増加した。今後も受診者数を維持できるように会場や人数等の調整を行っていく。引き続き周知・啓発を行いながら経過を追っていく。 また、受診券の発送対象に、35～74歳の国民健康保険加入者等を加えたことも、受診者数増加に寄与した。

実施事業名	目 的	内 容
大腸がん検診	健康増進法第19条の2に基づき、がん疾患などの予防を図るとともに、早期に発見し、適切な治療に結びつける。	集団検診:問診、便潜血反応検査(2日間採便法) ・肺がん、胃がん検診と同日実施。 ・自己負担金を徴収する。 集団:300円
前立腺がん検診	がん疾患などの予防を図るとともに、早期に発見し、適切な治療に結びつける。	個別検診:問診、PSA血液検査 ・自己負担金を徴収する。 個別:700円

3. がん検診推進事業(健康増進課健康支援係)

実施事業名	目 的	内 容
がん検診推進事業		
子宮頸がん検診・乳がん検診	子宮・乳がん:特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳及び検診費用が無料となるがん検診無料クーポン券を送付し、働く世代の女性支援のためのがん検診における受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康保持及び増進を図ることを目的とする。	《子宮頸がん検診》 ・集団検診:問診、視診、頸部細胞診(液状化検体法) ・個別検診:問診、視診、頸部細胞診 《乳がん検診》 ・集団検診:問診 マンモグラフィ(2方向) ・個別検診:問診、マンモグラフィ(2方向)

対象者	方法	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
市内在住の40歳以上の人 (S62年4月1日以前に生まれた人で、検診を希望しない人、治療中や経過観察中の人を除く)	集団：検診機関に委託	集団：6会場 コスモスパレット パレットⅡ 10回 印旛公民館 3回 保健福祉センター(高花) 2回 大森保健センター 7回 小林コミュニティプラザ* 2回 滝野小学校 1回	集団： 9月～12月 25日間 9月全2日 10月全11日 11月全6日 12月全6日	6,500人	集団健診申し込み期間において、未予約者に対し個別に受診勧奨をすることで、検診予約者数の増加がみられた。個別の受診勧奨は効果があると判断できるため、令和8年度も継続して実施していく。 令和7年度からは予約者数が比較的多い千葉ニュータウン中央駅前地区のコスモスパレットでの検診を9回実施し、令和6年度より受診者数が増加した。毎年受診が必要な検診ではあるため、受診者数を維持できるように会場や人数等の調整を行っていく。 また、受診券の発送対象に、35～74歳の国民健康保険加入者等を加えたことも、受診者数増加に寄与した。
市内在住の50歳以上の人 (S52年4月1日以前に生まれた人)	市内・外医療機関に委託	個別：計32医療機関 市内28医療機関 市外4医療機関	個別 6月～12月	1,500人	精密検査対象者には、受診の有無を確認し、指導助言を行い、受診勧奨及び結果把握に努めていく。

対象者	方法	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
市内在住のR9年4月1日時点の満年齢が下記の女性 子宮頸がん検診(21歳・31歳) 乳がん検診(41歳)	集団：検査機関に委託 個別：市内・外医療機関に委託	《子宮頸がん検診》 集団：6会場 文化ホール 2回 保健福祉センター(高花) 1回 印旛公民館 1回 小林コミュニティプラザ* 1回 コスモスパレット パレットⅠ 4回 コスモスパレット パレットⅡ 1回 個別：計15医療機関 市内6医療機関 市外9医療機関 《乳がん検診》 集団：6会場 文化ホール 2回 小林コミュニティプラザ* 1回 コスモスパレット パレットⅠ 5回 コスモスパレット パレットⅡ 1回 保健福祉センター(高花) 1回 印旛公民館 2回 個別： マンモグラフィ：計9医療機関 市内4医療機関	集団 子宮： 9～12月 10日間 乳： 10～12月 12日間 個別 子宮・乳： 6月～1月	子宮頸がん検診 300人 (内訳) 集団：40人 個別：260人 乳がん検診 340人 (内訳) 集団：110人 個別：230人	(乳がん・子宮がん) 個別検診は、実施期間を6月～1月までの8か月間とし受診機会を確保する。 集団健診申し込み期間において、未予約者に対し個別受診勧奨と個別検診終了2か月前までには、未受診者に対する受診勧奨を実施していく。 精密検査対象者についての受診勧奨及び結果把握に努め、必要な人への指導や助言を行う。

4. 特定健康診査等事業に要する経費(健康増進課健康支援係)

実施事業名	目 的	内 容
特定健康診査・特定保健指導		
特定健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律第19条に定める「特定健康診査」について、同法律第18条に定める「特定健康診査等基本指針」に基づき実施し、生活習慣病の該当者や予備群に、生活習慣の改善指導を実施するとともに、要医療者を適切な医療につなげる。	・身体計測(身長、体重、BMI、腹囲、尿検査(蛋白、糖)、理学的検査(視診、聴打診、触診等)、問診、血圧測定、血液検査(GOT、GPT、γ-GT、中性脂肪、LDLコレステロール、HDLコレステロール、血糖検査、ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン、eGFR) ・詳細項目(貧血検査・心電図・眼底検査) ・自己負担金を徴収する 集団 1,100円 個別 1,500円
特定保健指導	高齢者の医療の確保に関する法律第24条に定める「特定保健指導」について、同法律第19条に定める「特定健康診査等の実施に関する計画」に基づき、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣病のリスクがある人に、保健師、管理栄養士などの医療専門職が早期介入し、生活習慣の改善につながるよう保健指導を実施する。 特定保健指導につながらない人には、健診結果をもとに利用勧奨を再度実施し、多くの人が利用できるよう働きかけていく。	①積極的支援:初回面接にて目標設定・積極的支援を実施する。3か月以上の継続的な支援を提供し、支援3か月後以降に実績評価をし、アウトプット評価、アウトカム評価合わせて180ポイント以上の支援を行う。 ②動機付け支援:初回面接にて目標設定・動機付け支援を実施する。継続的な支援を提供し、支援3か月後以降に実績評価をする。 ③情報提供:健診結果と同時に健康の保持増進に役立つ内容の情報を提供する。

対象者	方法・スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
印西市国民健康保険に加入している40歳～74歳の人	集団：検査機関に委託 個別：市内・外医療機関に委託	集団：8会場 印旛公民館4回 文化ホール6回 コスモスパレット パレットⅡ 7回 保健福祉センター（高花）3回 本埜公民館2回 松山下公園総合体育館1回 小林コミュニティプラザ 2回 ふれあい文化館 2回 個別：計30医療機関 市内28医療機関 市外2医療機関	集団： 6月～12月 27日間 6月 全9日 7月 全7日 9月 全4日 10月 全3日 11月 全2日 12月 全2日 個別： 6月～12月	5,000人（内訳） 集団 2,000人 個別 3,000人	集団健診日数は、27日間とする。 問診票送付の際、裏面にはすぐに開封して予約を促す漫画を掲載、表面には予約日時や会場をメモする欄を設けることで、受診率向上を図る。 令和8年度は問診票送付用封筒の表面に年度表記といんざいくんを配置し、過年度の問診票での受診を防止するとともに印象付けを行う。 感染症対策として始めた集団健診の予約は待ち時間が少ないと市民に好評であることから引き続き実施する。
①②は特定健康診査受診者等で生活指導に必要性がある人 ③は特定健康診査受診者全員 ※①②には人間ドック等他の機関で同等の健康診断を受け結果を提出した人を含む	委託機関 保健師・看護師・管理栄養士による保健指導の実施 個別、ドックの階層化および階層化により対象となった人への電話での受診勧奨については市で実施（目視による抽出。点検、個別データ作成を管理栄養士が実施）	3会場 大森保健センター 保健福祉センター（高花） 総合保健センター	通年 34回	①20人 ②120人	集団健診については初回面接の分割実施を行う。 個別受診率向上の目的で、個別健診の階層化については、引き継ぎ目視で実施し、その後の電話受診勧奨および予約についても市で実施する。 情報提供資料については、オリジナル資料を作成・配付することにし、さらに多くの情報が得られるようにYouTube動画に接続するようにする。

実施事業名	目 的	内 容
保険者努力支援制度・国保ヘルスアップ事業		
運動教室	生活習慣病に関する相談事業等の利用者および骨粗しょう症検診にて要指導と判定された人で、運動の継続支援が必要とされる人に運動を始めるきっかけとなる機会を提供する。参加によりその後運動習慣の継続ができるよう働きかける。	・バイタルチェック。 ・体組成計を用いた定期的なモニタリング。 ・ストレッチ、筋力トレーニング等の運動の実施。 ・運動に関連する施設の紹介等。 ・管理栄養士・保健師によるミニ講話。
糖尿病性腎症重症化予防事業	医療費を圧迫する要因の一つである「人工透析」の最大の起因は糖尿病性腎症であり、本市では糖尿病患者が多いこともあり、糖尿病性腎症から人工透析となる割合が国と比べ高い状態にある。そこで、糖尿病性腎症の発症や重症化リスクを有する人に対し、医療機関への受診及び継続受診を勧奨し、適切かつ継続的な保健指導を実施することにより、糖尿病性腎症の発症や重症化を予防し、新規透析への導入を阻止、遅滞させる。 保険者努力支援交付金 事業費分対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業該当	・特定健康診査、人間ドック等の結果に基づき、受診勧奨、受診継続確認及び医師の指示に基づき保健指導を行う。
CKD重症化予防事業	CKD(慢性腎臓病)は「蛋白尿などの腎障害の存在を示す所見」または「腎機能低下」が3か月以上続く状態で、代表的なものに「慢性糸球体腎炎」や「腎硬化症」が含まれる。CKDは国の人工透析の起因の35～40%を占める疾患であることから、CKD対策として、腎臓専門医紹介レベルの人への受診勧奨プログラムを実施する。 保険者努力支援交付金 事業費分対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業該当	・令和3年度に作成し、成人保健専門部会委員了承済のCKD抽出フロー図により、特定健康診査、39歳以下健康診査、40歳以上健康診査、人間ドックの健診結果をもとに対象者を選定する。 - 対象者へは健康診査では腎臓専門医への受診相当の結果が出ていたため、主治医と相談するよう促す。同封する主治医宛通知には、CKD重症化分類による健康診査での重症度を示し、引き続き主治医のもとで管理するのがよいのか、または腎臓専門医への紹介をしていただくか判断し、報告をいただくようにする。

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
① 特定保健指導対象者 ② 医師からの診察結果報告において、「運動支援が必要」と依頼された人 ③ 健康相談利用者 ④ 糖尿病性腎症重症化予防事業対象者 ⑤ 骨粗しょう症検診要指導者	健康運動指導士 保健師 管理栄養士 栄養士	コスモスパレット パレット I	10月～3月 月1～2回 開催 前期・後期 各5回コース	各回20人	関係事業で必要者にチラシを配付し案内する。 運動のきっかけづくりとしての位置づけなので、参加者がその後何かの運動が継続していけるようにサポートする。 食事のことや血圧のことなど身近なことから興味関心を促すため、栄養や健康に関するミニ講座を行う。
① 特定健診等の結果、空腹時血糖126mg/dl(随時血糖200mg/dl)以上又はHbA1c7.0%以上で、尿蛋白(±)以上またはeGFR60ml/分/1.73㎡未満(70歳以上は50ml/分/1.73㎡未満)。 ② 過去に糖尿病診断にて服薬履歴があるが現在医療機関の受診状況が確認できない者。	管理栄養士 保健師	総合保健センター 大森保健センター	随時	①70人 ②20人	医療機関と連携した事業体制を維持する。 保健指導については、医療機関でできないものを補完する形とし、医師からの指示を受け行う。 対象者のHbA1c基準値については、令和5年度の成人保健専門部会、同作業部会で7.0%で了承を得られたため、継続する。今後も6.5%以上7.0%未満の人については、「生活習慣病予防における保健指導」として対応していく。 対象者①の選定については、引き続き目視確認での抽出を行う。 対象者②は、引き続き、服薬治療をやめた可能性のある人に限定する。
特定健康診査受診者、39歳以下健康診査受診者、40歳以上健康診査受診者、人間ドック受診者で、 eGFR45ml/分/1.73㎡未満もしくは、eGFR45ml/分/1.73㎡以上60ml/分/1.73㎡未満かつ尿蛋白2+または3+。 但し、糖尿病性腎症重症化予防の事業対象者と重なった場合はそちらを優先する。	管理栄養士 保健師	総合保健センター 大森保健センター	随時	60人	千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムにCKD重症化予防対策が追加されたことを受け、その一部分である、腎専門医へかかる必要がある人への受診勧奨の形として実施することを基調とする。かかりつけ医に腎臓専門医につなげる必要性がないか尋ね、必要時に医療機関から紹介してもらう仕組みを作ることとし実施する。また、かかりつけ医からの報告書をもらい、必要に応じて保健指導を行っていく。

実施事業名	目 的	内 容
特定健診継続受診対策	特定健康診査受診者が継続して特定健康診査を受診することで、自ら健康状態の変化にいち早く気づき、早期から生活改善等に取り組めるよう支援する。 保険者努力支援交付金 事業費分対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業該当	①受診者が自身の健診結果を経年比較することで、早期からの生活習慣病の予防に役立てる。 ②検査値の変化に応じて生活改善に取り組みやすい状況を作るため、情報提供資料や個別結果相談チラシを結果に同封する。
40歳未満早期介入保健指導事業(旧、早期介入保健指導事業(メタボリックシンドローム対策分)、特定健診40歳前勧奨)	症状が軽度な早期からの生活改善意識を醸成するため、39歳以下健康診査の健診結果に基づきメタボリックシンドロームに着目した保健指導を実施する。 保険者努力支援交付金 事業費分対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業該当	①39歳以下健康診査、集団健診受診者には会場での健診結果の一部説明、生活改善指導、受診勧奨(血圧高値)を実施する。 ②39歳以下健康診査の集団健診、個別健診受診者について、健診結果から選定された対象者に個別連絡をして、来所や電話等での相談により、継続的な支援を実施する。(39歳以下健康診査の内、国民健康保険対象者については、この事業選定のために健診を行ったこととする。)
その他生活習慣病予防対策(旧、早期介入保健指導のメタボリック対策以外)	症状が軽度な早期からの生活改善意識を醸成するため、健診結果に基づき高血糖に着目した保健指導を実施する。 また、健康診査受診者全員に対し、健診結果と合わせて生活改善に関する情報を送付することで、早期からの生活改善を促す。 保険者努力支援交付金 事業費分対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業該当	市の健康課題の1つである糖尿病予防に着目し、HbA1c6.5%以上で生活習慣病重症化予防事業や特定保健指導等の他の事業に該当しない人へ、糖尿病前期の段階からの生活習慣の改善を促し、継続的な支援を行う。 また、健診受診者全員に、市の課題を踏まえたオリジナルの情報提供資料を配付することで、早期からの生活習慣の見直しを促す。

対象者	方法・スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	
①各種集団健診の健康診査受診者 ②各種健康診査利用者全員	健診結果を3年間の経年比較データとして提供する。 (公財)ちば県民保健予防財団	-	-	9,180人	受診者本人の気づきや生活改善の取組につながるよう、情報提供資料、健診結果個別相談等のチラシを同封する。 マイナポータルとの接続により、個別健診受診者についても健診結果の経年比較が可能になったことから活用を促していく。
39歳以下健康診査受診者で、特定保健指導の動機づけ支援・積極的支援対象者と同等の者	管理栄養士 保健師 内容①については、(公財)ちば県民保健予防財団	総合保健センター 大森保健センター	随時	50人	市独自に39歳以下健康診査を実施している理由としては、早期からの生活改善を重視しているためであることから、早期から意識付けを行っていく。
特定健康診査(40歳から64歳)、39歳以下健康診査受診者の内、HbA1c6.5%以上で糖尿病の既往歴がない者の内、生活習慣病重症化予防事業や特定保健指導等の他の事業に該当しない人	管理栄養士 保健師	総合保健センター 大森保健センター	随時	15人	印西市では、HbA1cのみが高い糖尿病前期症状がある人が多い状態が続いているため、早期の生活習慣の見直し、改善を促していく。

実施事業名	目 的	内 容
生活習慣病等重症化予防(医療機関未受診者、治療中断者に対する医療機関への受診勧奨及び保健指導) (旧:早期受診勧奨)	健康診査(後期高齢者健康診査を除く)の結果が受診勧奨判定値以上の人に対し医療機関への受診勧奨を実施し、適切な診療や治療が受けられるように促し、生活習慣病の重症化を予防する。 保険者努力支援交付金 事業費分対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業該当(令和6年から生活習慣病重症化予防事業に組み込まれる)	(至急連絡) 健診実施機関より至急連絡対象者の報告を受け、対象者には受診を促す。 (早期受診勧奨) ・平成24年度作成、令和3年度及び令和4年度に一部改定し、成人保健専門部会委員了承済の早期連絡が必要な受診勧奨値に基づき、特定健康診査、39歳以下健康診査、40歳以上健康診査、人間ドックの健診結果をもとに対象者を選定し、対象者への受診を促す。 ①事前調整:医療機関に回り、医療機関から受診勧奨値がある人へ行う健診結果説明や受診勧奨を丁寧に受診者へ説明するよう依頼。 ②健診受診。健診結果に基づき、医療機関から治療の必要性の説明。 ③健診結果のデータから市の定める早期受診勧奨値該当者を抽出。該当者の内、過年度白衣性高血圧診断があった者を除外する。 ④電話による結果説明と受診勧奨(2回以上の電話かけ)。つながらない場合は手紙で対応。 ⑤受診状況の確認(5カ月程度後にレセプトや診察結果報告書、アンケートにて確認)
生活習慣病等重症化予防(保健指導) (旧:生活習慣病重症化予防における保健指導)	主治医からの診察結果報告書や保健指導依頼書に基づき、栄養指導、運動の習慣づけの支援等の生活改善指導が必要な人を把握し、医療機関と連携した支援を実施する。 保険者努力支援交付金 事業費分対象事業(2)市町村国保予防・健康づくり保健事業 市町村国保ヘルスアップ事業該当	・主治医からの診察結果報告書や保健指導依頼書に基づき、栄養指導、運動の習慣づけの支援等の生活改善指導が必要な人を把握し、医療機関と連携した支援を行う。これにより、生活習慣病の重症化予防をすすめる、本人や家族のQOLの維持、改善につなげるとともに、医療費の伸長を緩やかにする。

5. 後期高齢者健康診査に要する経費(健康増進課健康支援係)

実施事業名	目 的	内 容
後期高齢者健康診査		
後期高齢者健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律第125条第1項に定める「保健事業」として、後期高齢者医療制度被保険者の健康の保持増進と健康寿命の延伸を目的に実施する。	・検査項目は特定健康診査と同様(腹囲はなし)。 問診項目はフレイル予防のための15項目及び印西市独自の2項目で実施。 ・自己負担金 なし

対象者	方法・スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	
※「内容」とおり	管理栄養士 保健師	総合保健センター 大森保健センター	随時	(至急連絡) 10人 (早期受診勧 奨) 150人	令和7年度に引き続き目視での選定を 行い早期に勧奨できるようにしていく。
集団健診受診者 で新規要治療項 目があった者及 び、医療機関患 者(市民)	管理栄養士 保健師	総合保健センター 大森保健センター	随時	50人	「保健指導依頼書」の説明を医療機関 に行い、患者の紹介をしてもらえるよう 工夫する。 事業の評価として、来所相談実施者 には相談1か月後に終了時アンケートを 実施する。 交付金の事業組み換えにより事業名称 変更。

対象者	方法・スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
後期高齢者医療 制度加入者	集団:検査機関 に委託 個別:市内・外 医療機関に委 託	集団:8会場 印旛公民館4回 文化ホール6回 コスモスパレット パレットⅡ 7回 保健福祉センター (高花) 3回 本埜公民館2回 松山下公園総合体 育館1回 小林コミュニティプラザ 2 回 ふれあい文化館 2回 個別:計30医療機関 市内28医療機関 市外2医療機関	集団: 6月～12月 27日間 6月全9日 7月全7日 9月全4日 10月全3日 11月全2日 12月全2日 個別: 6月～12月	4,700人 集団: 1,500人 個別: 3,200人	集団健診日数は、27日間とする。 問診票送付の際、裏面にはすぐに開封 して予約を促す漫画を掲載、表面には 予約日時や会場をメモする欄を設ける ことで、受診率向上を図る。 令和8年度は問診票送付用封筒の表 面に年度表記といんざイクンを配置し、 過年度の問診票での受診を防止すると ともに印象付けを行う。 感染症対策として始めた集団健診の予 約は待ち時間が少ないと市民に好評で あることから引き続き実施する。

6. 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(健康増進課健康支援係)

実施事業名	目 的	内 容
後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施		
後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第9号)」により実施が定められた高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、「高齢者の医療の確保に関する法律」第125条の2第1項により後期高齢者医療広域連合から市が受託し実施する。 心身に多様な問題を抱える後期高齢者に対して、保健事業と介護予防を一体的に行うことにより、効果的かつ効率的にきめ細かな対応を行い、健康寿命の延伸を目指す。	【企画・調整】 ・事業の企画・立案・調整等 ・KDBシステムを活用した地域の課題の分析・対象者の把握 ・関係者間やかかりつけ医等との連携・進捗状況等の共有 【個別的支援】 ・かかりつけ医等と連携しながら、低栄養防止及び生活習慣病等の重症化予防に係る相談・指導及び受診勧奨等を実施する。 ①糖尿病性腎症重症化予防 ②生活習慣病の重症化予防 - a.血糖高値者 - b.血圧高値者 ③低栄養予防 【通いの場等への積極的な関与】 ・フレイル予防に関する普及啓発及び健康教育・健康相談を実施。 ・フレイル状態の高齢者を把握し、低栄養や口腔機能低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上の支援を行う。 ・取り組みにより把握された高齢者の状況に応じて、健診や医療の受診勧奨、介護サービスの利用勧奨などを行う。

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
医療機関 関係団体	保健師 管理栄養士 栄養士	-	通年		市の課題分析を行い、関係団体等と検討・調整を行いながら、地域の実情に即した取り組みを実施する。 また、医療機関と連携した事業体制を維持する。
健康診査等の結果、下記基準該当者 ※①、②-a、b、③は前年度の結果 ①HbA1c $\geq$ 8.0%かつ尿蛋白 $\geq$ (+) ②-a.HbA1c $\geq$ 8.0% ②-b.血圧 $\geq$ 160/100 ③BMI $<$ 18.5かつ6か月間で2~3kg以上の体重減少	保健師 看護師 管理栄養士 栄養士 歯科衛生士	対象者自宅 総合保健センター 大森保健センターなど	通年	①3人 ②-a.27人 ②-b.152人 ③45人	個別的支援対象者に対して、かかりつけ医から指導を行う上での注意点等を何う書式の活用及び、かかりつけ医に指導内容のフィードバックを行うことで、医療機関と連携した支援を実施する。 訪問・来所等による対面での相談実施に努め、対象者の生活状況に応じた支援を行う。 高血圧該当者(未治療者)に対する保健指導及び受診勧奨では、手紙と電話等を活用し、自身の健康に目を向けてもらえるような保健指導を実施し、血圧測定を促す。 低栄養該当者では、社会的フレイルや身体的フレイル、口腔機能低下等、全体的にフレイル予防が必要なケースが多いため、口腔機能の維持も目指す関わりを行う。
地域で活動している高齢者等団体	保健師 管理栄養士 栄養士 歯科衛生士 高齢者福祉課職員	-	通年	300人	いんざい健康ちょきん運動登録団体の継続支援講座にて、フレイル予防に関する教育・相談を全圏域で実施する。 また、その他の活動団体についても依頼に応じて実施する。 多くの団体に介入できるよう、関係団体への周知を図る。

第4節 予防接種の充実

1. 予防接種事業(感染症予防係)

事業名	目的	内容
予防接種		
ロタウイルスワクチン	予防接種法(昭和23年法律第68号)及びこれに基づく政省令に基づき、予防接種の普及促進を図り疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種に関する正しい知識の啓発普及を行うとともに、予防接種の積極的な推進を図り接種率の維持、向上に努める。	・ロタリックス(1価)2回接種
		・ロタテック (5価)3回接種
Hibワクチン(ヘモフィルス・インフルエンザ菌b型)		・最大4回の接種
小児用肺炎球菌ワクチン(15価・20価)		・最大4回の接種
B型肝炎ワクチン		・3回接種
5種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風、不活化ポリオ、Hib混合)ワクチン(DPT-IPV-Hib)		・初回接種は20日以上の間隔で3回接種 ・追加接種は1期初回(3回)接種終了後、6月以上の間隔をおいて1回接種
4種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風、不活化ポリオ混合)ワクチン(DPT-IPV)		・初回接種は20日以上の間隔で3回接種 ・追加接種は1期初回(3回)接種終了後、6月以上経過してから1回接種
3種混合(ジフテリア、百日咳、破傷風混合)ワクチン(DPT)		・初回接種は20日以上の間隔で3回接種 ・追加接種は1期初回(3回)接種終了後、6月以上経過してから1回接種
不活化ポリオ(急性灰白髄炎)ワクチン(IPV)		・初回接種は20日以上の間隔で3回接種 ・追加接種は1期初回(3回)接種終了後、6月以上経過してから1回接種
BCGワクチン(結核)		・1回接種 生後5月から8月の間の接種が望ましい
MR(麻しん風しん混合)ワクチン		・第1期、第2期(各1回接種)
水痘ワクチン		・初回接種後3月以上の間隔をおいて2回目を接種(2回接種)

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
出生6週0日後～ 出生24週0日後 まで 出生6週0日後～ 出生32週0日後 まで 生後2月～60月 に至るまで 生後2月～60月 に至るまで 1歳に至るまで 生後2月～90月 に至るまで 生後2月～90月 に至るまで 生後2月～90月 に至るまで 生後2月～90月 に至るまで 生後2月～90月 に至るまで 1歳に至るまで	医療機関に委託	委託医療機関	4月～3月 (通年)	延べ 約1,300回	幼児健診などにおいて接種勧奨を実施する。
				延べ800回	
				延べ 約60回	
				延べ 約3,000回	
				延べ 約2,000回	
				延べ 約4,000回	
				延べ 約24回	
				延べ 約60回	
				延べ 約60回	
				約850人	
・第1期(生後12～ 24月に至るまで) ・第2期(就学前1年 間) 【延長対象者(未接 種のもの)】 第1期: 令和4年4月 2日～令和5年4月1 日生 第2期: 平成30年4 月2日～平成31年4 月1日生				延べ 約2,500回	第1期の対象者は、1歳6か月児健診利用時に確認し、接種勧奨する。未接種者に接種期限3か月前にハガキを送付、1か月前に電話等の接種勧奨実施。 第2期の対象者へ前年度3月末に接種勧奨ハガキを送付。年2回程度未接種者に対し、ハガキ及び電話にて接種勧奨する。 令和6年度対象で延長となった者のうち未接種の者には市ホームページ、広報いんざい等で周知をする。
生後12～36月 に至るまで				延べ 約2,000回	1歳6か月児健診時に接種状況を確認し、未接種の者に勧奨する。

事業名	目的	内容
日本脳炎ワクチン	予防接種法(昭和23年法律第68号)及びこれに基づく政省令に基づき、予防接種の普及促進を図り疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種に関する正しい知識の啓発普及を行うとともに、予防接種の積極的な推進を図り接種率の維持、向上に努める。	・1期初回は6日以上の間隔で2回接種 ・追加は1期初回(2回)接種終了後、6月以上経過してから1回接種
DT(ジフテリア・破傷風混合)ワクチン第2期		(第2期) ・追加接種として1回接種
ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン(子宮頸がん)		・追加接種(2期)として1回接種
RSウイルスワクチン		<ワクチン商品名:シルガード9(9価)> ①15歳未満で1回目接種の場合 6月の間隔をおいて2回目接種 ② ①以外 2月の間隔をおいて2回接種を行った後、1回目の接種から6月の間隔をおいて1回接種 ※サーバリックス(2価)、ガーダシル(4価)は令和8年4月より定期接種対象外。
予防接種要注意者予防接種	千葉県こども病院に予防接種要注意者の接種を委託し、予防接種法第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種を実施する。	・令和8年度から開始(新規) ・妊娠毎に1回接種 ・要注意者の予防接種を、安全かつ有効に実施する

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
【通常接種年齢】 ・生後6月～90月に至るまで 【特例措置対象者】 ・平成18年4月2日～平成19年4月1日生	医療機関に委託	委託医療機関	4月～3月(通年)	延べ 約3,600回	各種健診において、未接種者への接種勧奨を実施する。
【通常接種年齢】 ・9歳～13歳未満 【特例措置対象者】 ・平成18年4月2日～平成19年4月1日生				約1,500人	9歳誕生日の前月末に予診票を個別送付する。 接種間違い防止のため、予診票に対象年齢をわかりやすく表示する。 特例措置対象者に対し、期間内において未接種分の接種が可能であることを広報等で周知する。 年1回程度未接種者に対し、ハガキにて接種勧奨する。
11歳～13歳未満				約1,300人	11歳誕生日の前月末に予診票を個別送付する。 年1回程度未接種者に対し、ハガキにて接種勧奨する。
定期接種【小学6年～高校1年生女子】 平成22年4月2日～平成27年4月1日生				延べ 約4,900回	新小学校6年生には、予診票を4月に発送する。(令和9年度対象者は3月下旬発送予定。) 定期予防接種の公費負担が終了する対象者に接種勧奨を実施予定。 高校1年生の未接種者に対し、ハガキにて接種勧奨する。
妊娠28週(28週0日)～37週に至るまで(36週6日)				約780人	令和8年4月1日より開始。 母子健康手帳交付及び転入手続き時に、予診票を配付。(3月31日以前に交付・手続きされた対象者には個別送付)。転入者は実施状況届(RS用)を受け取った上で配付。
予防接種要注意者(心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する者、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことのある者等)	千葉県こども病院に委託	千葉県こども病院		事前申請のあった予防接種要注意者	相談がしやすいよう、市ホームページ等にて周知を図っていく。

事業名		目的	内 容
高齢者インフルエンザワクチン(標準量)		予防接種法(昭和23年法律第68号)及びこれに基づく政省令並びに印西市高齢者予防接種実施規則に基づき、予防接種の普及促進を図り疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種に関する正しい知識の啓発普及を行うとともに、予防接種の積極的な推進を図り接種率の維持、向上に努める。	・接種期間内に1回接種 ・自己負担額1,500円 (生活保護受給者の受給証明書提出、中国残留邦人等支援受給者の「本人確認証」提示にて免除)
高齢者インフルエンザワクチン(高用量)			・令和8年度から開始(新規) ・接種期間内に1回接種 ・自己負担額4,500円 (生活保護受給者の受給証明書提出、中国残留邦人等支援受給者の「本人確認証」提示にて免除)
高齢者新型コロナウイルスワクチン			・接種期間内に1回接種 ・自己負担額5,000円 (生活保護受給者の受給証明書提出、中国残留邦人等支援受給者の「本人確認証」提示にて免除)
高齢者用肺炎球菌ワクチン(20価)			・対象年齢内に1回接種 ・公費助成は、生涯1回のみ ・自己負担額3,000円 (生活保護受給者の受給証明書提出、中国残留邦人等支援受給者の「本人確認証」提示にて免除)
带状疱疹ワクチン			・不活化ワクチン(2回)または生ワクチン(1回)を選択して接種 ・自己負担額 生ワクチン…医療機関設定額から4,000円を差し引いた額、生活保護受給者(受給証明書提出)、中国残留邦人等支援受給者(「本人確認証」提示)は8,000円を差し引いた額 不活化ワクチン…医療機関設定額から10,000円を差し引いた額、生活保護受給者(受給証明書提出)、中国残留邦人等支援受給者(「本人確認証」提示)は20,000円を差し引いた額
風しんの追加的対策			
風しん第5期予防接種事業(延長)		風しんの発生及びまん延を予防かつMRワクチン供給不足により予防接種を実施できなかった人に令和8年度まで風しん又は麻しん風しん混合ワクチンの予防接種を延長し、実施する。	令和6年度までに風しん抗体検査を実施し、抗体価が低かった場合は、無料クーポン券を使用し、予防接種を実施。

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
満65歳以上の人及び60歳～65歳未満で一定の心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級)	医療機関に委託	委託医療機関	10月1日 ～ 1月31日	約18,350人 (うち生活保護・中国残留邦人80人)	9月下旬に予診票を個別送付。65歳になる人には誕生月の前月に個別送付。予診票の再発行手続きの円滑化を図り、接種希望者が期間内に接種を完了できるように必要に応じて県外接種の手続等の対応をする。
接種当日75歳以上の人				約2,030人	9月下旬に予診票を個別送付。75歳になる人の通知については検討中。予診票の再発行の手続きの円滑化を図り、接種希望者が期間内に接種を完了できるように必要に応じて県外接種の手続等の対応をする。
満65歳以上の人及び60歳～65歳未満で一定の心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級)				約9,580人 (うち生活保護・中国残留邦人80人)	9月下旬に予診票を個別送付。予診票の再発行の手続きの円滑化を図り、接種希望者が期間内に接種を完了できるように必要に応じて県外接種の手続等の対応をする。
65歳の者及び60歳～65歳未満で一定の心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級)			4月～3月 (通年)	約910人 (うち生活保護・中国残留邦人10人)	接種時期の間違い防止のため封筒や予診票への表記方法等を工夫し、注意喚起に努める。 65歳の年齢になる前月に個別送付。
年度内に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳を迎える者、及び60歳～65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者(身体障害者手帳1級) ※既に接種完了している者を除く				不活化ワクチン 延べ 約7,607回 (うち生活保護・中国残留邦人10人) 生ワクチン 約1,503人 (うち生活保護・中国残留邦人3人)	4月に予診票を個別送付。誤接種防止のため、案内文・予診票の内容を工夫し、医療機関への説明を実施。
昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性(令和6年度までに風しん抗体検査を実施し、抗体価が低い者のみ対象)	委託医療機関に委託	委託医療機関	4月～3月 (通年)	風しんの予防接種:約1人	予防接種が条件付きで令和8年度まで延長された。市ホームページ、広報いんざい等にて市民へ周知する。 過去に発送したクーポン券は使用可能とする。

事業名	目的	内容
予防接種費用助成		
予防接種費用の償還払い事業	保護者の里帰り出産等に伴い長期にわたり市外に居住、病気等により委託医療機関の管理の下で予防接種を行う必要がある等、やむを得ない事由により委託医療機関以外の医療機関又は施設において予防接種を受けた者に対する予防接種費用の償還払いを実施する。	対象者が受けた定期の予防接種について、限度額以内で償還払いを行う。
風しん予防接種の費用助成事業	風しんワクチン又は麻しん風しん混合ワクチンの接種に係る経済的負担を軽減することにより、風しん予防接種の実施を促進し、先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しん予防接種に要する費用の一部を助成する。	対象者が受けた風しん又は麻しん風しん混合ワクチンの予防接種について、限度額以内で償還払いを行う。
骨髄移植等による定期予防接種の再接種費用助成	骨髄移植手術等を受けたことにより免疫が消失又は低下し、既に接種済みの予防接種法に基づく定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された者が、再度の予防接種をする際に要した費用を助成することにより、疾病の発生及びまん延を予防するとともに保護者の経済的負担を軽減する。	予防接種法に基づき実施された定期の予防接種の免疫が、骨髄移植手術等を受けたことにより消失又は低下したため、予防効果が期待できないと医師に判断された者が、再度の予防接種をする際に要した費用の助成を行う。
任意予防接種 帯状疱疹予防接種費用助成	予防接種者の経済的負担を軽減し、予防接種を受けやすい環境整備を図り、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。	印西市任意予防接種費用助成要綱に基づき、生ワクチン(1回)または不活化ワクチン(2回)の上限額の費用の助成を行う。 助成額:生ワクチン4,000円、不活化ワクチン10,000円/回
任意予防接種 おたふくかぜ予防接種費用助成	予防接種者の経済的負担を軽減し、予防接種を受けやすい環境整備を図り、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。	印西市任意予防接種費用助成要綱に基づき、最大2回を上限に費用の助成を行う。 助成額:3,000円/回
任意予防接種 小児インフルエンザ予防接種費用助成	予防接種者の経済的負担を軽減し、予防接種を受けやすい環境整備を図り、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。	印西市任意予防接種費用助成要綱に基づき、年、最大2回を上限に費用の助成を行う。 助成額:1,500円/回

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
やむを得ない事由により、委託医療機関において予防接種を受けることが困難な者	—	—	—	高齢者55人 子ども413人 妊婦10人	広報いんざい、市ホームページにて周知し、予防接種実施の基本は委託契約によるものであるが、契約できない場合に限り、接種機会を確保するため対応する。
妊娠を希望する女性及びそのパートナー、もしくは妊婦のパートナーで風しん抗体価が低く予防接種を受けた人 ※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で予防接種延長の対象者を除く	—	—	—	80人	母子健康手帳交付面接時に、風しん予防接種の有効性を伝えつつ、併せて本制度について説明する。 広報いんざい、市ホームページにて引き続き周知していく。
骨髄移植手術を受けた等の特別の理由により免疫が消失又は低下したため、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されていること。	—	—	—	2人	広報いんざい、市ホームページにて周知していく。
50歳以上(定期予防接種者を除く)	—	—	—	不活化ワクチン 延べ約2,000回 生ワクチン 約300人	広報いんざい、市ホームページにて周知していく。
1歳以上年長児まで	—	—	—	延べ 約2,450回	広報いんざい、市ホームページにて周知していく。
生後6か月から小学6年生	—	—	—	延べ 約12,000回	広報いんざい、市ホームページにて周知していく。

第5節 栄養バランスのよい食事の実践

1. 食育推進事業(健康増進課健康支援係)

実施事業名	目 的	内 容
食育推進の実施体制		
栄養士調整会	印西市栄養士調整会規約に基づき、食育や健康づくり等、市民全体に関わる幅広い問題に対応するため、関係各課の栄養士が現状や課題を共有するとともに、栄養士の視点から全市的に取り組んでいくために、また、相互間の業務への理解を深めることを目的に、学校及び保育園の栄養士との連携を図る。	調整会を通して、食育推進のための情報交換や横断的に取り組む必要のある問題の検討を実施する。
食育研修会	市民が健康づくりに主体的に取り組めるように、子育て関係機関等で食に関する課題を共有し、市全体で一体となり総合的な食育の推進を図る体制を構築する一策とする。	食育に関する講演会及び意見交換会 前年度には食育講演会と意見交換会を開催し、参加者からの意向から意見交換会を中心とした。
食育の啓発・普及		
野菜いっぱい食育レシピの配信	「食」に関する知識と「食」を選択する能力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう支援するため、「野菜いっぱい食育レシピ」を作成し、野菜摂取量の増加を促す。	主に市ホームページ、市Xにより毎月分を配信する。市役所、総合保健センター、ヘルスアップ教室、食品スーパー(3店舗)、産地直売所(2店舗)はチラシを配布する。 内容は、市内でとれる旬の野菜を中心としたレシピと、健康コラム等を掲載する。
広報「にこにこクッキング」の掲載	「食」に関する知識と「食」を選択する能力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実践できるよう支援するため、市の栄養士のメニューを掲載し周知、啓発を行い、食に関する意識向上に努める。	広報いんざい、市ホームページ、市Xにより配信する。 栄養士調整会で計画し、施設ごとの野菜をたくさん使用した人気メニューを家庭で作しやすいようにアレンジし、年間4品掲載する。

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
-	学校栄養職員・栄養教諭 学校給食センター栄養士 保育幼稚園課栄養士 健康増進課栄養士 子ども家庭課栄養士	-	年1～2回程度	-	食育の実践者として情報交換や調査研究に努める。 栄養士に県職員が多い特徴の中で、印西市の食に関する課題を共有し、市民が継続的に食育に取り組んでいけるよう調整を行う。また、食育推進計画の推進のため、印西市の現状を踏まえ重点項目および、ライフステージに応じた継続的な指導計画と目標の共有を行う。 広報掲載レシピ「にこにこクッキング」の内容検討も行う。
市内幼稚園、保育園・認定こども園、食育担当者、企業、地域で食育に携わる人、関係課職員	健康増進課栄養士 子ども家庭課栄養士	コスモスパレットパレットⅡ	1回	50人	市内認可保育所、認定こども園が近年増加していることや、幼少期からの食生活の習慣作りが大切であることを踏まえ、令和8年度は意見交換会を拡充して実施する。
全市民	栄養士	市ホームページ 市X チラシ	年12回	-	令和8年度は、健康コラムとして「第3次健康いんざい21～印西市の現状と取り組み」を年間テーマとして掲載する。 第3次食育推進計画の《分野6》健康的な食生活《分野7》野菜の摂取の啓発に努める。 紙媒体の需要のある施設、スーパー等には紙のレシピを配布する。 各事業で周知のためのチラシを配布する。
全市民	栄養士	広報いんざい 市X 市ホームページ	年4品	-	保育園、学校給食センター、保健センター提供の人気メニューを広報紙と市X、市ホームページに掲載する。 広報紙では、バランスの良い食事の啓発のため、紹介レシピが「主食」「主菜」「副菜」のうち、どのお皿に該当するのか、他に何をそろえたら栄養バランスが良くなるのかイラストを入れ分かりやすくする。 各事業で周知のためのチラシを配布する。 広報いんざいのリニューアルに伴い、年間4回の実施となる。

実施事業名	目 的	内 容
食環境の整備	「住んでいたら健康でいられるまち」を目指して、意識することなく、自然と健康に取り組めるような方法や、健康に関する情報を身近な場で得られる機会を広げられるよう市内スーパーで食育の啓発を行う。	市内協力スーパー等にて、野菜の摂取量を増やせるようなぼり旗の設置及び食育に力を入れている企業と協力し食育に関する啓発のための調整を行う。
「大人の食育」の推進	第3次健康いんざい21の重点課題の周知実践のため、栄養バランスの取れた食事の大切さや適塩(減塩)の意識、野菜摂取量の増加について、具体的な行動変容につなげられるよう支援する。	【食育講座】 ・健康講演会会場にて栄養についてのミニ講話を実施する。 ・集団健康教育(依頼教育・出前講座等)において、栄養に関する講話を行い、食の改善についての啓発を行う。 【個別相談】 ・病態・症状別食事のアドバイス、食生活等調査の実施 ・随時(電話・来所・訪問など)の個別食生活相談

第6節 むし歯と歯周疾患の予防

1. 口腔保健支援事業(健康増進課健康支援係)

実施事業名	目 的	内 容
歯科保健啓発事業		
8020運動の推進	生涯を通じて歯や歯肉の健康づくりに取り組み、歯の喪失を予防することにより、健康な生活が送れるようにする。	【よい歯のコンクール】 表彰式 【歯科保健啓発事業(業務委託)】 印旛郡市歯科医師会と調整を図りながら、市民の歯と口腔に対する意識の向上を図る。 【歯科保健啓発】 「歯と口の健康週間」や「いい歯の日」についての周知・啓発を行い、歯と口の健康づくりに対する市民の関心を高める。

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
全市民	栄養士	市内スーパー及び農産物直売所19カ所	通年	－	市内協力スーパーにて、食育に力を入れている企業と協同して、食育活動を行う。
全市民	栄養士	市内各会場	－	－	食育推進計画や市の健康状況を踏まえ、健康的な食事のとり方等について、わかりやすく説明する。
全市民	管理栄養士	総合保健センター 大森保健センター	随時	－	個々に合わせた支援を行う。 他職種や医療機関等と連携を取りながら進めていく。

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
印西市在住で健康な口腔の人	歯科医師 歯科衛生士	－	－	－	R8年度は中止とし、次年度以降の実施については印旛郡市歯科医師会と調整を図りながら、検討をしていく。
市民	歯科医師 歯科衛生士 その他保健センター職員	未定	－	－	口腔に対する意識の向上を図り「8020運動」の推進に努める。
市民	歯科衛生士 その他保健センター職員	未定	－	－	広報、SNSなどを活用して、幅広い世代へ周知する。

第2章

いざという時に備える、健康と命のセーフティネット

第1節 市民が安心して生活できる環境づくり・安定した救急医療体制づくり

1. 地域医療推進事業
2. 健康危機管理事業

第2節 がんと共に生きる人への補助制度の周知

1. がん相談支援事業

第3節 新興感染症への体制整備・感染症予防対策の周知啓発

1. 感染症予防に要する経費

第1節 市民が安心して生活できる環境づくり・安定した救急医療体制づくり

病気や事故の際に適切に対応や処置が行えるよう、救急医療体制の確保を図っていくとともに、市民一人ひとりがかかりつけ医等を持つよう啓発していく。また、医療施設の誘致や医療機関相互の連携の促進などにより医療体制の強化に努めていく。

1 地域医療推進事業（健康増進課健康政策係）

（１）かかりつけ医等の推奨

信頼関係に基づく総合的な健康管理に有効な「かかりつけ医、歯科医、薬局（薬剤師）」の推奨と重要性の啓発について、広報紙やホームページに掲載するとともに、育児相談・乳幼児健診等で啓発する。

（２）医療体制の充実

市内には、日本医科大学千葉北総病院をはじめとした３病院並びに多くの診療所及び歯科診療所があり、相互連携を図っているところである。

印旛市郡小児初期急病診療所の円滑な運営や印旛保健医療圏の二次及び三次救急医療機関との連携による救急医療体制の整備、充実を促進するとともに、関係諸機関と協議して医療施設や診療科目の整備・充実に努める。

（３）救急医療機関への財政支援

印旛市郡医師会等の協力の下、佐倉市で運営されている「印旛市郡小児初期急病診療所」に対し、協定に基づき管理運営に要する経費の一部を負担し、小児の初期救急医療体制の安定を図る。

また、安全で安心な市民生活を確保するため、光熱費をはじめとした物価上昇による病院運営の危機的状況及び医師等の働き方改革による医療人材確保が困難な現状にある二次救急医療の運営に関する事業に対し、「印西市公的病院等運営費補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付する。

- *1 初期救急医療とは、救急患者のうち、入院の必要がない軽症者に対し休日や夜間の外来診療を行うことを指す。具体的には「休日夜間急患センター」や「在宅当番医」がその役割を担う。
- *2 二次救急医療とは、初期救急医療機関で入院や手術を必要とすると判断された救急患者や重傷患者に対応する医療のことを指す。各地区において病院等が当番制で夜間・休日に対応する「病院群輪番制」により実施している。
- *3 三次救急医療とは、救急車により直接、又は初期・二次救急医療機関から転送されてくる心筋梗塞、脳卒中、頭部損傷等の重篤急患患者に対する救命救急を行うことを指し、高度な診療機能を持つ「救急救命センター」により実施されている。（用語説明「印西市医療整備基本構想」より）

第1節 市民が安心して生活できる環境づくり・安定した救急医療体制づくり

2. 健康危機管理事業(健康増進課健康政策係)

事業名	目的	内容
感染症予防対策		
感染症予防対策	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、正しい知識の普及と予防啓発を図る。	保健所の指導のもと感染症のまん延を防ぐため消毒・清潔の指示等必要に応じ実施する。
熱中症予防対策		
熱中症警戒アラート	環境省・気象庁が提供する熱中症の危険が極めて高い暑熱環境が予測される際に、暑さへの「気づき」を呼びかけ、市民の熱中症予防行動を効果的に促すため情報提供する。	我孫子観測所、佐倉観測所及び船橋観測所の暑さ指数(WBGT)が33℃を超えると予想された時、当日9時頃に「印西市防災メール」及び「防災行政無線」で市民へ周知する。
AED(自動体外式除細動器)の設置の促進		
AED(自動体外式除細動器)の設置の促進	心停止の人の救命に使う「AED(自動体外式除細動器)」を市内各施設に設置するとともに、ホームページ等で設置個所を周知し、万一の際の救急救命活動に役立てる。	・既設AEDの更新(消耗品含む) ・貸出用AED(2台)の設置・管理及びPR ・コンビニエンスストアへのAED(35台)設置の促進 ・市内AEDマップの更新
災害時保健医療体制の整備		
災害時保健医療体制の整備	地震等による大規模な災害の発生に備え、市では地域防災計画に基づく災害時における医療救護体制を定めているが、情報収集・提供機能の強化、避難行動要支援者等への支援、被災者の健康管理対策等の構築を図る。	災害時における救護所の見直し、検討を進める。印旛保健所との連携を図る。 ・会議及び研修会への参加 ・被災者の健康管理対策 ・被災者の心のケア対策 ・避難行動要支援者等への支援 ・情報収集・提供機能の強化 ・保健活動マニュアルの作成

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
全市民	—	—	—	—	発生時広報等による啓発活動を行い、自己防衛に対する意識向上を図る。
全市民	—	市内公共施設 市内全域	—	—	防災無線、防災メールのほか市内公共施設ではポスター掲示を広く行い、各自が適切な熱中症予防対策をとれるように周知を図る。
全市民	—	—	—	—	イベント等へのAEDの貸し出しを実施する。 「千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」の施行に伴い、県や関係機関との連携を図る。 コンビニエンスストアのAED設置について周知し、救護体制の強化を図る。
全市民	—	—	—	—	地域防災計画に伴い、医療救護体制の整備に向け、医師会、歯科医師会等関係機関との連携、調整を図っていく。 また、保健活動マニュアルを作成し、災害時に統一した対応ができるようにする。

第2節 がんと共に生きる人への補助制度の周知

1. がん相談支援事業(健康増進課健康政策係)

実施事業名	目 的	内 容
がん患者アピアランスケア支援事業		
がん相談支援事業	がん患者のがん治療による外見の変化を補完する医療用補整具等を購入等した者へ助成し、がん患者が負う心理的及び経済的負担を軽減し、社会参加やQOL(クオリティオブライフ)の向上を図る。	補助対象とする補整具等 ・ウィッグ(かつら) ・胸部補整具

第3節 新興感染症への体制整備・感染症予防対策の周知啓発

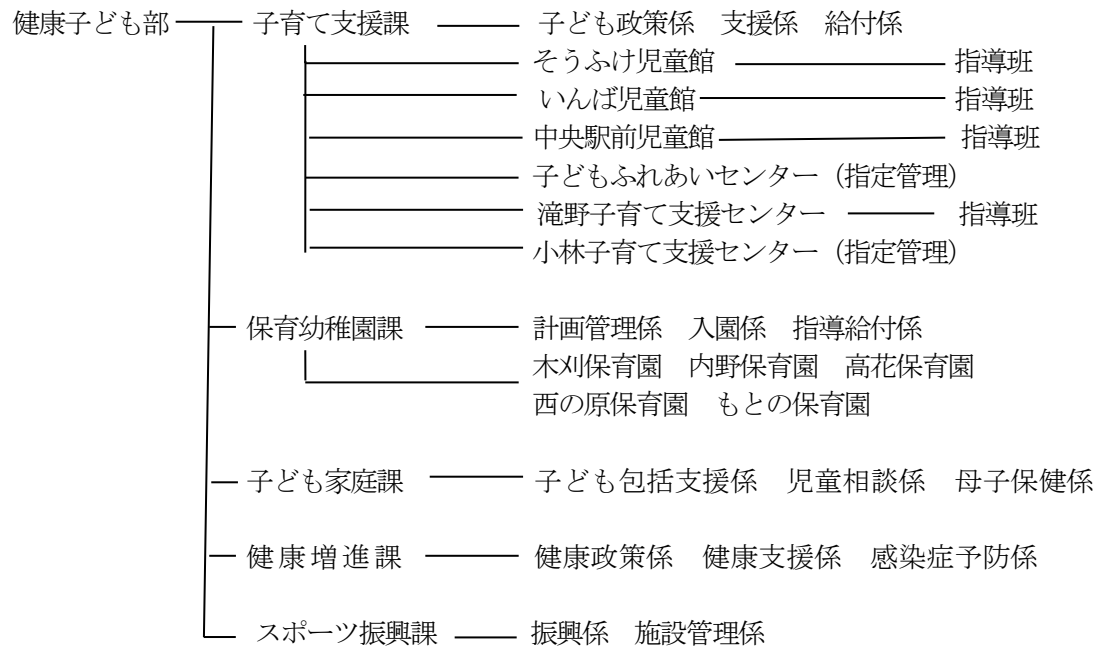
1. 感染症予防に要する経費(感染症予防係)

事 業 名	目 的	内 容
感染症予防事業		
感染症予防事業	感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。	非感染時において、予防体制を整えることにより、感染症の発生及び拡大を防ぐ。 ・感染症予防施策の企画、普及及び調査 ・感染症予防に関するマニュアル等の作成、周知 ・市民等への感染症予防に関する指導、周知啓発 ・感染症の予防及び相談支援に関すること ・新興感染症に関すること

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
がんの治療をした人または治療中の市民	—	—	随時	ウィッグ:50人 胸部補整具:20人	がんと診断され、抗がん剤治療や放射線治療を行うことでの脱毛、手術による胸部の変化に伴う外見の補整に伴う購入品等の補助をすることで、心理面や経済面での支援を行う。住民への周知方法についても、がん拠点病院とも連携しながら対象者への周知を行っていく。

対象者	スタッフ	会 場	開催数	予想参加者数	改善・工夫点
全市民	—	—	—	—	関係機関と連携を図り、取り組む。新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、対応マニュアル及びBCPの整備を進める。行動計画の冊子を作製し、公共施設や医療機関に配布するなど周知していく。

参考条例・規則等



令和8年度 健康子ども部健康増進課事務分掌

課名	係名	事務分掌
健康子ども部健康増進課	健康政策係	健康施策の調査研究、企画及び調整に関すること。
		健康いんざい21の推進に関すること。
		自殺対策に関すること。
		健康づくり推進協議会に関すること。
		健康危機管理に関すること。
		献血の推進に関すること。
		保健センターの管理に関すること。
		課の庶務に関すること。
	健康支援係	健康づくりの推進に関すること。
		各種健康診査及びがん検診に関すること。
		保健指導に関すること。
		健康教育に関すること。
		健康相談に関すること。
		食育推進に関すること。
		歯科口腔保健に関すること。
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関すること。
		地区活動に関すること。
		その他成人保健に関すること。
	感染症予防係	感染症予防に関すること。
		予防接種に関すること。
		新興感染症に関すること。

○印西市保健センターの設置及び管理に関する条例

昭和54年3月26日条例第9号

改正

昭和55年12月25日条例第31号

昭和63年12月26日条例第26号

平成5年3月26日条例第10号

平成6年3月30日条例第17号

平成8年3月26日条例第79号

平成22年3月17日条例第66号

令和6年6月20日条例第29号

令和7年6月24日条例第29号

印西市保健センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、印西市保健センター（以下「保健センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の健康の保持及び増進を図ることを目的として、保健センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
印西市総合保健センター	印西市中央南一丁目4番地3
印西市大森保健センター	印西市大森2356番地3

(業務)

第4条 保健センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康診査、各種検診及び予防接種に関すること。
- (2) 健康相談、健康教育その他保健指導に関すること。
- (3) その他保健センターの設置の目的を達成するため必要な業務に関すること。

(使用の承認)

第5条 保健センターの施設及びその附属設備を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第6条 市長は、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を承認しないことができる。

(使用)

第7条 使用者は、市長が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。

2 市長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の承認を取り消し、使用を停止させ、又は退所を命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

- 2 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和55年印旛村条例第15号）又は本埜村保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和60年本埜村条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和55年12月25日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年12月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月26日条例第10号）

この条例は、平成5年6月1日から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第17号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第79号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日条例第66号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（令和6年6月20日条例第29号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和7年6月24日条例第29号）

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

○印西市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成6年3月30日規則第11号
改正

平成7年3月31日規則第22号

平成8年3月29日規則第81号

平成9年3月28日規則第10号

平成10年3月27日規則第17号

平成13年3月29日規則第12号

平成17年3月31日規則第43号

平成19年3月29日規則第30号

平成19年3月30日規則第41号

平成20年3月31日規則第31号

平成22年3月17日規則第82号

平成28年3月31日規則第36号

印西市保健センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市保健センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第9号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務協力)

第2条 保健センターは、常に相互の連絡調整を密にし業務遂行に当たっては、必要に応じて相互協力を行うものとする。

(開所時間)

第3条 保健センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休所日)

第4条 保健センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第22号抄）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第81号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 （平成 9 年 3 月 28 日規則第 10 号）
この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 10 年 3 月 27 日規則第 17 号）
この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 13 年 3 月 29 日規則第 12 号）
この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 17 年 3 月 31 日規則第 43 号）
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 19 年 3 月 29 日規則第 30 号抄）
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 19 年 3 月 30 日規則第 41 号）
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 20 年 3 月 31 日規則第 31 号）
この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 22 年 3 月 17 日規則第 82 号）
この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 3 月 31 日規則第 36 号）
この規則は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

○印西市保健専門部会設置要綱

平成19年3月29日告示第57号
改正

平成20年3月31日告示第53号

平成25年3月29日告示第73号

令和6年3月29日告示第70号

印西市保健専門部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、市が行う予防接種及び健（検）診等の方策を検討するとともに調整を行い、もって市民の健康の保持増進に資するため、印西市保健専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項について、調査検討を行う。

- (1) 母子保健専門部会 母子保健法（昭和40年法律第141号）に規定する母子保健及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する予防接種に関する事業の進行管理及び調査研究に関すること。
- (2) 感染症予防専門部会 予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する予防接種に関する事業の進行管理及び調査研究に関すること及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症に関する事業の進行管理及び調査研究に関すること。
- (3) 成人保健専門部会 健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する健康増進事業及び成人保健に関する事業の進行管理及び調査研究に関すること。
- (4) 歯科保健専門部会 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に規定する歯科保健に関する事業の進行管理及び調査研究に関すること。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 専門部会の委員は、別表第1に定める市医、市歯科医等をもって組織する。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、必要に応じて市長が招集し、別表第2に定める担当課の長が会議の議長となる。

(関係者の出席等)

第6条 会議は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、別表第2に定める担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(印西市予防接種専門会議設置要綱の廃止)

- 2 印西市予防接種専門会議設置要綱（平成3年告示第30号）は、廃止する。

附 則（平成20年3月31日告示第53号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第73号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日告示第34号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第70号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前の印西市保健専門部会設置要（以下「旧要綱」という。）の規定による母子保健予防接種専門部会委員の任期は、旧要綱第3条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

（最初に委嘱される母子保健専門部会及び感染症予防専門部会の委員の任期に関する特例）

- 3 施行日以後最初に委嘱される母子保健専門部会及び感染症予防専門部会の委員の任期は、印西市保健専門部会設置要綱第3条の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

別表第1（第4条）

専門部会の名称	委員
母子保健専門部会	市医 3人以内 健康子ども部子ども家庭課長
感染症予防専門部会	市医 3人以内 健康子ども部健康増進課長
成人保健専門部会	市医 3人以内 健康子ども部健康増進課長
歯科保健専門部会	市歯科医 3人以内 健康子ども部子ども家庭課長 健康子ども部健康増進課長

別表第2（第5条、第7条）

専門部会の名称	担当課
母子保健専門部会	健康子ども部子ども家庭課
感染症予防専門部会	健康子ども部健康増進課
成人保健専門部会	健康子ども部健康増進課
歯科保健専門部会	健康子ども部健康増進課

○印西市健康診査実施規則

平成20年 3 月 31日 規則第34号
改正

平成22年 3 月 17日 規則第83号
平成24年 7 月 9 日 規則第35号
平成25年 3 月 29日 規則第33号
平成28年 3 月 31日 規則第37号
平成29年 3 月 22日 規則第25号
令和 2 年 2 月 4 日 規則第 6 号
令和 2 年 4 月 30日 規則第32号
令和 3 年 3 月 16日 規則第 7 号
令和 5 年 3 月 30日 規則第15号
令和 7 年 1 月 30日 規則第 2 号

印西市健康診査実施規則

印西市健康診査実施規則（平成18年規則第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、健康診査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において「健康診査」とは、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の 2 に規定する健康増進事業、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の 2 第 3 項に規定する健康診断、その他疾病の早期発見のため、市が実施する健康診査等であって、その費用の一部を市が負担するものをいう。

2 健康診査の種類は、次のとおりとする。

- （1） 39歳以下健康診査
- （2） 40歳以上健康診査
- （3） 口腔疾患健診
- （4） 骨粗しょう症検診
- （5） 結核検診及び肺がん検診
- （6） 肝炎ウイルス検診
- （7） 胃がん検診
- （8） 大腸がん検診
- （9） 子宮頸がん検診
- （10） 乳がん検診
- （11） 前立腺がん検診

（対象者）

第 3 条 健康診査を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 39歳以下健康診査にあつては、19歳以上40歳未満の者
 - (2) 40歳以上健康診査にあつては、40歳以上の生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
 - (3) 口腔疾患健診にあつては、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者
 - (4) 骨粗しょう症検診にあつては、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性
 - (5) 結核検診及び肺がん検診にあつては、40歳以上の者
 - (6) 肝炎ウイルス検診にあつては、40歳の者又は41歳以上の者で当該検診を受診していないもの
 - (7) 胃がん検診及び大腸がん検診にあつては、40歳以上の者
 - (8) 子宮頸がん検診にあつては、20歳以上の女性
 - (9) 乳がん検診にあつては、30歳以上の女性
 - (10) 前立腺がん検診にあつては、50歳以上の男性
- 2 前項各号に規定する対象者の年齢は、当該年度の3月31日における年齢とする。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者は、健康診査を受診することができる。

（実施期間及び回数）

第4条 健康診査の実施期間は、市長が定める日とし、受診回数は、年1回とする。

（実施機関）

第5条 健康診査を実施する機関（以下「実施機関」という。）は、市が健康診査を委託する病院、診療所等その他適当と認められる健診機関とする。

（自己負担金）

第6条 健康診査の受診者は、次の表に定める金額を受診した実施機関に支払うものとする。

健康診査の区分	負担金の額
39歳以下健康診査（集団健診）	1,100円
39歳以下健康診査（個別健診）	1,500円
40歳以上健康診査（集団健診・個別健診）	無料
口腔疾患健診（個別健診）	500円
骨粗しょう症検診（個別検診）	1,000円
結核検診及び肺がん検診（集団検診）	300円
肝炎ウイルス検診（集団検診）	300円
肝炎ウイルス検診（個別検診）	600円
胃がん検診（集団検診）	1,000円
胃がん検診（個別検診）	2,000円
大腸がん検診（集団検診）	300円
子宮頸がん検診（集団検診）	1,000円
子宮頸がん検診（個別検診）	1,500円

乳がん検診（集団検診）	800円
乳がん検診（個別検診）	1,100円
前立腺がん検診（個別検診）	700円

備考

- 1 「集団健診」及び「集団検診」とは、それぞれ市が指定する会場において集団で受ける健診及び検診をいう。
- 2 「個別健診」及び「個別検診」とは、それぞれ実施機関において個別に受ける健診及び検診をいう。

（自己負担金の免除）

第7条 市長は、受診者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、健康診査の自己負担金を免除することができる。

- （1）生活保護法による被保護世帯に属する者
- （2）その他市長が必要と認めた者

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
（印西市がん検診実施規則の廃止）
- 2 印西市がん検診実施規則（平成18年規則第46号）は、廃止する。
（本埜村の編入に伴う経過措置）
- 3 本埜村の編入日の前日までに、本埜村健康診査実施規則（平成21年本埜村規則第9号）の規定により実施された健康診査は、この規則の相当規定により実施された健康診査とみなす。

附 則（平成22年3月17日規則第83号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。ただし、第6条の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第33号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第37号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月4日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の印西市健康診査実施規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施される健康診査に係る自己負担金について適用し、施行の日前までに実施された健康診査に係る自己負担金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月30日規則第32号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条及び第6条の規定は、この規則の施行の日以後に実施される健康診査について適用し、施行の日前までに実施された健康診査については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月16日規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の印西市健康診査実施規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施される健康診査について適用し、同日前までに実施された健康診査については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月30日規則第15号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月30日規則第2号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

○がん検診推進事業の実施に伴う印西市健康診査実施規則の特例に関する規則

平成22年6月1日規則第112号
改正

平成23年8月16日規則第15号

平成26年3月28日規則第7号

令和6年11月28日規則第49号

がん検診推進事業の実施に伴う印西市健康診査実施規則の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子宮頸がん検診及び乳がん検診に係る受診者の自己負担金を無料とすることにより当該検診の受診率の向上を図るとともに、がんの早期発見並びに正しい健康意識の普及及び啓発を図り、もって健康の保持及び増進を実現するため、印西市健康診査実施規則（平成20年規則第34号。以下「健康診査規則」という。）の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、健康診査規則の例による。

(自己負担金の無料化)

第3条 市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記載されている者で、次条第1項に定める年齢要件に該当する女性（以下「特例子宮頸がん検診対象者」という。）が健康診査規則第2条第2項第9号に規定する子宮頸がん検診（がん検診実施指針に定める検診に限る。）を受診した場合における自己負担金は、健康診査規則第6条の規定にかかわらず、無料とする。

2 市内に居住し、かつ、市の住民基本台帳に記載されている者で、次条第2項に定める年齢要件に該当する女性（以下「特例乳がん検診対象者」という。）が健康診査規則第2条第2項第10号に規定する乳がん検診（がん検診実施指針に定める検診に限る。）を受診した場合における自己負担金は、健康診査規則第6条の規定にかかわらず、無料とする。

(対象者の年齢要件)

第4条 前条第1項の年齢要件は、子宮頸がん検診を受診する日が属する年度の前年度の3月31日における年齢が20歳又は30歳であることとする。

2 前条第2項の年齢要件は、乳がん検診を受診する日が属する年度の前年度の3月31日における年齢が40歳であることとする。

(クーポン券の発行等)

第5条 市長は、第3条第1項に規定する特例子宮頸がん検診対象者に対しては子宮頸がん検診無料クーポン券（別記第1号様式）を、同条第2項に規定する特例乳がん検診対象者に対しては乳がん検診無料クーポン券（別記第2号様式）を発行する。

(クーポン券の有効期間)

第6条 子宮頸がん検診無料クーポン券及び乳がん検診無料クーポン券の有効期間は、おおむね8月とし、年度ごとに市長が定める。

(クーポン券の提出)

第7条 特例子宮頸がん検診対象者が子宮頸がん検診を受診する場合にあっては子宮頸がん検診無料クーポン券を、特例乳がん検診対象者が乳がん検診を受診する場合にあっては乳がん検診無料クーポン券を当該検診を実施する検診機関に提出し、個人番号カード、運転免許証等により当該対象者本人であることが確認できるものを提示するものとする。

(クーポン券の再発行)

第8条 特例子宮頸がん検診対象者又は特例乳がん検診対象者が子宮頸がん検診無料クーポン券又は乳がん検診無料クーポン券（以下これらを「クーポン券」という。）を毀損、汚損又は紛失した場合は、がん検診無料クーポン券再発行申請書（別記第3号様式。以下「クーポン券再発行申請書」という。）を提出することによりクーポン券の再発行を受けることができる。

2 前項の規定による再発行の事由が、毀損又は汚損である場合はクーポン券再交付申請書に当該毀損又は汚損したクーポン券を添付するものとする。

3 市長は、第1項の規定によりクーポン券再発行申請書の提出を受けたときは、個人番号カード、運転免許証等により対象者本人であることを確認した上で、クーポン券を再発行するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年8月16日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のがん検診推進事業の実施に伴う印西市健康診査実施規則の特例に関する規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月28日規則第7号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第38号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月28日規則第49号）

この規則は、令和6年12月2日から施行する。

別記

第1号様式（第5条―第8条）

第2号様式（第5条―第8条）

第3号様式（第5条―第8条）

印西市健康づくり推進協議会設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進するため、印西市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 健康づくりに係る計画に関する事項
- (2) 健康づくりに係る事業の推進に関する事項
- (3) 健康づくりのための知識の普及に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 保健又は医療関係者
- (3) 関係行政機関を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は

必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康子ども部健康増進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

○印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議設置要綱

平成 24 年 12 月 18 日告示第 159 号
改正

平成 27 年 3 月 31 日告示第 58 号
平成 30 年 7 月 12 日告示第 145 号
平成 31 年 3 月 20 日告示第 34 号
令和 5 年 6 月 7 日告示第 130 号
令和 6 年 3 月 29 日告示第 69 号

印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議設置要綱

(設置)

第 1 条 健康増進計画及び食育推進計画を総合的かつ計画的に推進するため、庁内の関係各部局の職員で組織する印西市健康増進計画及び食育推進計画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(付議事項)

第 2 条 会議に付議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 健康増進計画及び食育推進計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項
- (2) 計画の進行管理に関する事項
- (3) 計画に基づく事業の実施、評価及び見直しに関する事項
- (4) 市の基本構想及び基本計画との調整に関する事項
- (5) 関係機関との連絡調整に関する事項

(構成)

第 3 条 会議は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康子ども部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる役職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(委員長)

第 4 条 委員長は、会議の事務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、健康子ども部子育て支援課長である委員がその職務を代理する。

(作業部会)

第 5 条 計画の策定に関し、会議に作業部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会は、委員長の指示する事項について調査研究し、報告するものとする。
- 3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 部会員は、委員長が指名する者とし、部会長及び副部会長は、部会員の互選とする。
- 5 部会長は、必要に応じ部会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき、又は部会長に事故あるときは、そ

の職務を代理する。

7 委員長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議及び部会の庶務は、健康子ども部健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日告示第58号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年7月12日告示第145号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日告示第34号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月7日告示第130号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第69号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条)

役職名
企画財政部企画政策課長
市民部市民活動推進課長
市民部国保年金課長
環境経済部農政課長
福祉部社会福祉課長
福祉部高齢者福祉課長
福祉部障がい福祉課長
健康子ども部子育て支援課長
健康子ども部保育課長
健康子ども部子ども家庭課長
健康子ども部スポーツ振興課長
教育委員会教育部指導課長
教育委員会教育部学校給食課長
教育委員会教育部生涯学習課長

印西市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱

印西市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱（平成 30 年告示第 64 号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄バンク事業におけるドナー及びドナーを雇用する事業者に対して助成金を交付することにより、ドナー登録者及び骨髄等の移植の増加を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）骨髄等 骨髄又は末梢血幹細胞をいう。

（２）ドナー 骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、移植に用いる骨髄等の提供を完了した者又は骨髄等の提供に係る最終同意を行った後に当該骨髄等の提供が中止された者をいう。

（３）ドナー休暇 ドナーが必要な検査、入院等のために取得する特別休暇をいう。

（助成対象者）

第 3 条 助成の対象は、次に掲げる者とする。

（１）ドナーであって、次の要件を満たすもの

ア 本市に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。

イ 他の地方公共団体から、この要綱による助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。

（２）前号の者が勤務する国内の事業者であって、次の要件を満たすもの

ア ドナー休暇をドナーに与えていること。

イ 他の地方公共団体から、この要綱による助成金に相当する補助金その他これに類するものの交付を受けていないこと。

ウ 事業を営む個人並びに国、地方公共団体及び独立行政法人でないこと。

（助成金の額）

第 4 条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）前条第 1 号の規定に該当するドナー 骨髄等の提供のための通院及び入院に要した日数（以下「通院等の日数」という。）に 2 万円を乗じて得た額とし、14 万円を上限とする。

（２）前条第 2 号の規定に該当する事業者 ドナーに与えたドナー休暇の日数に 1 万円を乗じて得た額とし、7 万円を上限とする。

2 通院等の日数は、次に掲げる日数を合計したものとする。ただし、骨髄等の採取のため

の手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院及び入院に要した日数を除く。

- (1) 健康診断に係る通院の日数
- (2) 自己血採血に係る通院の日数
- (3) 骨髄等の採取に係る入院の日数
- (4) その他市長が必要と認める通院等の日数

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするドナーは、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（ドナー用）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供を完了した日又は中止した日から1年以内に、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て市長が公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略することができる。

- (1) 骨髄バンクが発行する証明書の写し
- (2) 住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 助成金の交付を受けようとする事業者は、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付申請書（事業者用）（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、ドナーが骨髄等の提供を完了した日又は中止した日から1年以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) ドナーとの雇用契約が確認できる書類
- (2) 骨髄バンクが発行する証明書の写し
- (3) 就業規則その他のドナー休暇の制度を設けていることを証する書類
- (4) ドナー休暇を与えた日数を確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付決定（却下）通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(助成の取消し等)

第7条 市長は、助成金の交付の決定を受けたものが偽り或其他不正な手段により助成金の交付を受けたと認めたときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(交付の請求)

第8条 第6条の規定により交付決定を受けたものが、助成金の交付を受けようとするときは、骨髄移植ドナー支援事業助成金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年8月22日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の印西市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱によりなされた、申請、届出その他の行為は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

平成16年 9 月30日告示第140号

改正

平成16年12月14日告示第164号

平成17年 3 月31日告示第70号

平成18年 3 月27日告示第37号

平成20年 4 月15日告示第76号

平成25年 5 月23日告示第111号

平成26年 1 月14日告示第 1 号

令和元年 9 月30日告示第45号

令和 7 年 5 月30日告示第114号

印西市ヘルスアップ教室事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民個人の健康状態のみならず、日常生活の具体的内容を把握した上で、一人ひとりの状況に応じた健康づくりの目標設定と目標達成に向けた行動等の提案をし、個人の継続的な健康づくりを支援する印西市ヘルスアップ教室事業（以下「事業」という。）を実施することにより、市民の健康増進を図り、健康寿命（認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間）を延伸させることを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 事業の利用対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する35歳以上の者
- (2) その他市長が認める者

(事業の内容)

第 3 条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人プログラム（情報システムを利用した運動、栄養及び精神保健の分野で構成される健康づくりの個人における計画をいう。以下同じ。）の提供、実施の支援、定期的な効果判定及び必要な修正
- (2) 個別プログラムを利用し、主に筋力トレーニング講習を実施する教室（以下「教室型」という。）の運営
- (3) 家庭で個別プログラムを利用する者の支援（以下「ライフスタイル型」という。）
- (4) その他事業の目的を達成するために必要と認めるもの

(実施日等)

第 4 条 教室型の実施日、実施時間、実施場所及び利用回数は、次のとおりとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 実施日 原則として火曜日から土曜日までとする。ただし、その日が次に掲げる日に当たるときは、実施しないものとする。
 - ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - イ 12月28日から翌年の1月4日まで
- (2) 実施時間 実施日の午前9時から午後5時まで

(3) 実施場所 印西市草深ふれあい市民センター

(4) 利用回数 原則として1人当たり月8回又は月4回を限度とする。

(申請及び決定)

第5条 事業を利用しようとする者は、ヘルスアップ教室事業利用申請書兼誓約・同意書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に、おおむね過去1年以内に受けた健康診断の結果の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、ヘルスアップ教室事業利用承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用の更新を希望する場合は、ヘルスアップ教室事業利用更新申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、ヘルスアップ教室事業利用更新承認（不承認）通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(利用期間)

第6条 利用者が事業を利用できる期間は、次のとおりとする。

(1) 教室型 3か月を1単位とし、5単位を限度とする。

(2) ライフスタイル型 3か月を1単位とし、4単位を限度とする。ただし、継続を希望する場合においては、この期間を延長することができる。

(健康状態の届出)

第7条 利用者は、健康状態に変化が生じたときには、市長に申し出なければならない。また、概ね1年ごとに健康診断等の結果の写しを提出しなければならない。

(利用承認の取消等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の承認を一時停止し、又は取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込み又は不正な手続きにより、利用の承認を受けたとき。

(2) 事業開始後、健康状態に変化が見られ、医師から運動不可の判定を受けたとき。

(3) 次条に定める費用を滞納したとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

(費用負担)

第9条 利用者は、事業に必要な歩数計の代金を負担するものとする。ただし、市長は、当該利用者が事業に必要な歩数計と同一の歩数計を所有している場合は、当該代金の負担を免除することができる。

2 利用者は、次に定める費用を負担しなければならない。

区分	費用（1か月当たり）
教室型利用者（月8回）	2,610円
教室型利用者（月4回）	2,090円
ライフスタイル型利用者	1,310円

- 3 市長は、前項に定める費用を3か月単位で決定するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により費用を決定したときは、利用者に通知するものとする。
- 5 前項の通知を受けた利用者は、指定された納入期限内に費用の納付をしなければならない。
- 6 前項の規定により納入された費用は、返金しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(遵守事項)

第10条 利用者は、運動による健康被害を防止するため、市又は医師による健診を定期的に受診し、自己の健康管理に努めなければならない。

(事業評価)

第11条 市長は、利用者の体力測定結果、健診結果及び国民健康保険の被保険者による受診状況を指標として、事業の評価を行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月14日告示第164号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第4条第1号の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日告示第70号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日告示第37号)

この告示中、第1条の規定は平成18年4月1日から、第2条の規定は平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月15日告示第76号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年5月23日告示第111号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成26年1月14日告示第1号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日告示第45号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の印西市健康生活コーディネート事業実施要綱の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この告示による改正後の印西市健康生活コーディネート事業実施要綱の規定によりなされたものとみなす。
- 3 この告示による改正後の印西市健康生活コーディネート事業実施要綱第10条第2項の規定は、令和元年10月1日以降の事業の利用にかかる費用の負担について適用する。

附 則 (令和7年5月30日告示第114号)

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

印西市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、がんの治療に伴う外見の変化を補うための補整具等の購入又はレンタルをした者に対し、その費用の全部又は一部を助成することにより、がん患者の精神的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、がん患者の社会生活を支援することを目的とする印西市がん患者アピアランスケア支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ウィッグ がん治療に伴う副作用による脱毛に対処するために着用するウィッグ（毛付き帽子を含む。また、ウィッグ装着時に皮膚を保護する目的で使用する頭部用ネットのうち、ウィッグと同時に第5条第1項に規定する交付申請を行うもの（以下「ネット」という。）を含む。）をいう。
- (2) 胸部補整具 外科的治療等による乳房の形状の変化に対処するための補整下着、補整パッド、人工乳房（体内に埋め込まれたものを除く。）をいう。
- (3) 補整具等 ウィッグ又は胸部補整具をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 補整具等の購入又はレンタルをした日から申請日までの期間にわたって、市の住民基本台帳に継続して記録されていること
- (2) がんと診断され、治療中又は過去に治療を受けたことがある者で、補整具等の購入又はレンタルをした者であること
- (3) 過去に市又は他の自治体を実施する補整具等の購入又はレンタルに係る同様の助成を受けていないこと
- (4) 同一世帯員（助成対象者含む。）に市税の滞納がないこと

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限として、補整具等の購入又はレンタルに要した費用とする。ただし、医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの及び国又は地方公共団体が別に負担する対象となるものは、助成の対象外とする。

- (1) ウィッグの購入又はレンタルに要した費用 3万円
- (2) 胸部補整具の購入に要した費用 2万円

2 助成は、助成対象者1人につき、品目が同一の補整具等ごとにそれぞれ1回を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（助成対象者が未成年である場合は、その法定代理人とする。以下「申請者」という。）は、がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) がんの治療（手術、薬物療法、放射線療法等）を受けたこと又は現に受けていることが確認できる書類の写し（がん治療に伴う脱毛、外科的治療等による部位の変形や欠損又はそれらのおそれが

見込まれることを証明する書類であって、助成対象者の氏名、医療機関名等が記載されているもの)

(2) 補整具等の購入又はレンタルに係る領収書(宛名、購入日、購入金額、購入品目、金額の内訳、領収書発行者の名称の記載があるもの)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、補整具等の購入又はレンタルをした日の翌日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成金の交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときには、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、がん患者アピアランスケア支援事業助成決定(不交付)通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により費用の助成を受けた者があるときは、当該助成の決定の全部又は一部を取り消し、がん患者アピアランスケア支援事業助成決定取消通知書兼返還命令書(別記第3号様式)により通知するものとする。

2 前項の取り消しをした場合において既に交付した助成金があるときは、市長は、前項の返還命令書により、その取り消しに係る部分に関し、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

○印西市歯と口腔の健康づくり推進条例

平成 25 年 4 月 1 日条例第 9 号

改正

令和 3 年 9 月 30 日条例第 24 号

印西市歯と口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の歯と口腔の健康づくりについて、基本理念を定め、市、歯科医師等の責務並びに教育関係者、保健医療福祉関係者及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的な事項を定めることにより、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、その推進が子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめとする様々な生活習慣病の予防など市民の全身の健康づくりに重要な役割を果たすことに鑑み、市民が日常生活において歯と口腔の疾患を予防し、早期に発見し、及び早期に治療を受けることにより、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組み、口腔機能の維持向上を図ることを促進するため、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 市民が、日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを推進すること。
- (2) 市民が、乳幼児期から高齢期までの生涯にわたり、適切な歯と口腔の保健医療福祉サービスを受けることができるよう環境整備を図ること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の分野における施策相互の連携が確保されるように行うこと。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、良質かつ適切な歯と口腔の保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(教育関係者及び保健医療福祉関係者の役割)

第5条 教育又は保健、医療若しくは福祉に係る職務に携わる者であって、歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医師等を除く。）は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりの推進に努めるとともに、その推進に当たっては、歯と口腔の健康づくりに関する活動を行う他の者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、その保護する子どもの歯と口腔の疾患の予防、早期発見及び早期治療、望ましい食習慣の定着その他の子どもの歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する正しい知識及び理解を深め、自らの

歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第8条 市は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により定める健康増進計画に定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔の健康づくりに関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(基本的施策の推進)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを図るための基本的な施策として、次に掲げる事項の実施を推進するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び提供並びに関係者の連携体制の構築に関すること。
- (2) し歯、歯周病、口腔がんその他の歯と口腔の疾患の予防、早期発見及び早期治療のためのかかりつけ歯科医による定期的な歯科健診及び歯科保健指導を受けることについての普及啓発に関すること。
- (3) 8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした運動をいう。）に関する取組の推進、8029運動（80歳になっても肉類をはじめとした良質なたんぱく質を含む食品を摂取することを推奨し、介護を必要としない高齢者を増やしていくための運動をいう。）の普及啓発、オーラルフレイル対策（加齢に伴って口腔機能が心身の機能の低下につながる虚弱な状態になることを予防し、当該状態を早期に把握し、及び改善するための取組をいう。）の推進その他年齢に応じた歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (4) フッ化物応用等のむし歯の予防対策の推進に関すること。
- (5) 母子保健、学校保健、成人保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 歯科医療を通して保護者による適切な口腔管理がなされていない子どもを早期発見することにより、被虐待児をはじめとした支援が必要な子どもに対する適切な支援につなぐ体制整備に関すること。
- (7) 障がい者を有する者、介護を必要とする者、社会的養護を必要とする子ども等の適切な歯と口腔の健康づくりに関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

印西市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、市内で開催される各種行事の主催者又は代表者に対して、自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を貸し出すことにより、心肺停止者への迅速な救命活動に備えるとともに、市民に対するＡＥＤの普及啓発を促進し、もって市民の安全と安心の確保に資することを目的とする。

（貸出対象者）

第 2 条 ＡＥＤの貸出対象者は、市内で開催する行事で、次の各号のいずれかに該当する行事の主催者又は代表者とする。

- （１） 市が主催（共催を含む。）、後援又は協賛する行事
- （２） 市民が主催し、かつ、営利を目的としない行事
- （３） 前 2 号に掲げるもののほか市長が必要と認める行事

（貸出条件）

第 3 条 ＡＥＤの貸出しの条件は、次の各号のいずれかに該当する者を前条の行事の開催期間を通じてその会場に常時配置することとする。

- （１） 医師等の医療従事者
- （２） 消防署等によるＡＥＤを使用した普通救命講習（これに相当する講習を含む。）を修了している者

（貸出期間）

第 4 条 ＡＥＤの貸出期間は、貸出日及び返却日を含め 4 日以内とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

（貸出申請）

第 5 条 ＡＥＤの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として貸出しを受けようとする日の 3 か月前から 2 週間前までに、印西市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申請書（別記第 1 号様式）により市長に申請しなければならない。

（貸出決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、印西市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出可否決定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

（維持管理）

第 7 条 前条の規定により貸出しの決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、ＡＥＤを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

- 2 借受者は、ＡＥＤを申請した目的以外に使用し、又は転貸してはならない。

（費用負担）

第 8 条 ＡＥＤの貸出しに係る費用は、無料とする。

- 2 貸出期間中におけるＡＥＤの運搬等に要する経費は、借受者が負担するものとする。た

だし、A E Dを心肺停止者に対して使用した場合におけるパッド等の交換に係る経費は、A E Dの返却後、市が負担するものとする。

(返却)

第 9 条 借受者は、貸出期間の満了日までにA E Dを返却し、印西市自動体外式除細動器(A E D)借用報告書(別記第 3 号様式)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 10 条 市長は、借受者が故意又は過失によりA E Dを亡失し、又は破損させた場合は、現品又は市長が相当と認める金額をもって賠償させることができる。

(損害賠償責任)

第 11 条 市長は、A E Dの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

(貸出しの中止及び返還)

第 12 条 市長は、借受者がこの要綱の規定に違反したと認めるときは、A E Dの貸出しを中止し、返還させることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 5 条)

第 2 号様式 (第 6 条)

第 3 号様式 (第 9 条)

○印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例

昭和57年3月30日条例第8号
改正

平成3年12月20日条例第24号
平成4年3月9日条例第13号
平成8年3月26日条例第5号
平成9年3月28日条例第24号
平成11年5月19日条例第18号
平成16年3月26日条例第7号
平成18年12月15日条例第25号
平成19年3月2日条例第3号
平成19年7月5日条例第18号

印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例

(設置及び所掌事務)

第1条 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市長の行う予防接種による健康被害の発生を予防するために定期的に協議を行うとともに、被害が発生した場合において、当該事例について医学的見地から調査及び審議を行い、当該健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、市長の諮問機関として印西市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織及び委員)

第2条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 印旛保健所長
- (2) 印旛市郡医師会代表 1人
- (3) 印西市市医代表 3人
- (4) 予防接種に関する専門知識を有する者 3人以内

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第3条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 （平成3年12月20日条例第24号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成4年3月9日条例第13号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成8年3月26日条例第5号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 （平成9年3月28日条例第24号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 （平成11年5月19日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成16年3月26日条例第7号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年12月15日条例第25号抄）

（施行期日）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年3月2日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年7月5日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例の規定に基づいて委嘱された委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

○印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例施行規則

昭和57年3月30日規則第7号
改正

平成8年3月29日規則第83号

印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市予防接種健康被害調査委員会設置条例（昭和57年条例第8号）第6条の規定に基づき、印西市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(付議事項等の通知)

第2条 委員会を招集しようとするときは、会議開催の場所、日時及び付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する事項があるときは、直ちに会議に付議することができる。

(説明又は資料の提出等)

第3条 委員会は、関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 委員会は、必要があると認めたときは、関係者又は専門家の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第83号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

印西市新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第37条において準用する法第26条の規定に基づき、印西市新型インフルエンザ等対策本部(法第34条第1項の規定により本市に設置される同項の市町村対策本部をいい、以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 対策本部の長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

○印西市新型インフルエンザ等対策本部の組織に関する要綱

平成31年 3月27日告示第40号

改正

令和 2年 3月24日告示第48号

令和 4年 3月24日告示第39号

令和 6年 3月29日告示第69号

令和 8年 3月31日告示第103号

印西市新型インフルエンザ等対策本部の組織に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、印西市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の組織等に関し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）及び印西市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第10号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の所掌事務)

第2条 対策本部は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務として、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市内における新型インフルエンザ等の発生に備えた総合的な対策に関すること。
- (2) 市内における新型インフルエンザ等の発生時における健康被害対策に関すること。
- (3) 市内における新型インフルエンザ等の発生危機対策の実施に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認めること。

(本部員等の任命等)

第3条 市長は、法第35条第2項第4号の規定により、別表第1に掲げる職にある者を本部員として任命するものとする。

- 2 市長は、法第35条第3項の規定により対策本部の副本部長として、副市長及び教育長を指名するものとする。

(対策本部に置く部)

第4条 条例第4条の規定により、本部長が対策本部に置く部の名称は、健康危機管理部とする。

- 2 健康危機管理部は、部長、副部長及び部員をもって組織する。
- 3 健康危機管理部に属すべき部員は、別表第2に掲げる職にある者とする。
- 4 健康危機管理部の部長は健康子ども部長の職にある者とし、副部長は健康増進課長の職にある者とする。
- 5 健康危機管理部は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 危機及び健康被害の発生状況の収集分析に関すること。
 - (2) 職員の動員計画に関すること。
 - (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (4) 健康危機管理対策の実施に要する予算等に関すること。
 - (5) 健康危機管理情報等の広報に関すること。

(6) その他本部長が必要と認めること。

(解散)

第5条 健康危機管理部の解散は、新型インフルエンザ等による被害の拡大の危機がなくなったと本部長が認めたときとする。

(庶務)

第6条 対策本部及び健康危機管理部の庶務は、健康子ども部健康増進課において処理する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日告示第48号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日告示第39号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第69号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日告示第103号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条)

総務部長 企画財政部長 市民部長 環境経済部長 福祉部長 健康子ども部長 都市建設部長 上下水道部長 教育部長 生涯学習部長 議会事務局長

別表第2 (第4条第3項)

総務課長 秘書広報課長 人事課長 DX推進課長 防災課長 企画政策課長 市民活動推進課長 環境保全課長 社会福祉課長 高齢者福祉課長 障がい福祉課長 子育て支援課長 保育幼稚園課長 子ども家庭課長 スポーツ振興課長 都市計画課長 水道課長 教育政策課長 指導課長 生涯学習課長
--

印西市高齢者予防接種実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により市が行う高齢者に対する予防接種に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる予防接種)

第2条 この規則において対象となる予防接種は、次に掲げる予防接種とする。

- (1) インフルエンザ予防接種
- (2) 新型コロナウイルス感染症予防接種
- (3) 肺炎球菌感染症予防接種
- (4) 带状疱疹予防接種

(予防接種対象者)

第3条 予防接種の対象者は、接種日に市の住民基本台帳に記録されている者であつて、予防接種の種類に応じ別表に定めるものとする。ただし、前条第3号及び第4号に規定する予防接種について別表で定める回数を接種したことがある者は、当該予防接種の対象者としな

(実施方法)

第4条 予防接種は、市が委託契約を締結した医療機関（以下「予防接種委託医療機関」という。）で個別に実施するものとする。

2 予防接種を受けようとする者は、市から交付される予診票に記入し、予防接種委託医療機関に提出しなければならない。

(実施期間及び回数)

第5条 予防接種の実施期間は、市長が別に定める期間とし、予防接種の回数は、別表に定めるものとする。

(自己負担金)

第6条 予防接種の被接種者又はその者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）は、予防接種の種類に応じ別表に定める金額を予防接種委託医療機関に支払うものとする。

(自己負担金の免除)

第7条 市長は、予防接種の被接種者が次の各号のいずれかに該当するときは、予防接種の自己負担金を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
- (2) その他市長が必要と認めた者

2 前項各号に該当する者で、予防接種を受けようとするときは、予診票とともに生活保護受給証明書又は市長が必要とする書類を予防接種委託医療機関に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年9月1日から施行する。

(印西市高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施規則及び印西市高齢者インフルエンザ予防接種実施規則の廃止)

- 2 印西市高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施規則(平成26年規則第13号。以下「旧肺炎規則」という。)及び印西市高齢者インフルエンザ予防接種実施規則(平成18年規則第45号。以下「旧インフルエンザ規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現に廃止前の旧肺炎規則又は旧インフルエンザ規則の規定によりなされた行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の別表の規定の適用については、同表带状疱疹予防接種の項中「65歳の者」とあるのは「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者及び令和7年3月31日において100歳以上の者」とする。
- 3 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの間における改正後の別表の規定の適用については、同表带状疱疹予防接種の項中「65歳の者」とあるのは「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

別表(第3条、第5条、第6条)

種類	対象者	接種回数	自己負担金の金額
インフルエンザ予防接種	(1) 65歳以上の者	年1回	1,000円
新型コロナウイルス感染症 予防接種	(2) 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの		3,000円
肺炎球菌感染症予防接種	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの及びヒト免疫不全	1回	3,000円

	ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの		
帯状疱疹予防接種（乾燥弱毒性水痘ワクチン又は乾燥組換え帯状疱疹ワクチンのいずれかを対象とする。）	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するもの	乾燥弱毒生水痘ワクチン 1回	4,000 円
		乾燥組換え帯状疱疹ワクチン 2回	1回当たり 10,000 円

○印西市予防接種費用の償還払に関する要綱

平成 31 年 4 月 25 日告示第 90 号

改正

令和 7 年 3 月 28 日告示第 52 号

印西市予防接種費用の償還払に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、やむを得ない事由により委託医療機関以外の医療機関（以下「委託外医療機関」という。）による予防接種を受けた者に対する予防接種費用の償還払いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 予防接種 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による定期の予防接種をいう。
- (2) 委託医療機関 市が予防接種の実施を委託している医療機関（その会員及び千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業に参加する医療機関を含む。）をいう。

(対象者)

第 3 条 予防接種費用の償還払いを受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当することにより、委託医療機関において予防接種を受けることが困難であると市長が認めるものとする。

- (1) 保護者の里帰り出産等に伴い、長期にわたり市外に滞在する者
- (2) 病気等により委託外医療機関の管理の下で、予防接種を行うことが適当であると認められる者
- (3) 施設等への入所により、長期にわたり市外に滞在する者
- (4) 災害その他やむを得ない事由により、長期にわたり市外に滞在する者
- (5) その他市長がやむを得ない事由があると認める者

第 4 条 償還払いの対象となる費用は、予防接種に当たり対象者が負担した費用（風しんの予防接種（第 5 期）については、抗体検査に係る費用を含む。）とする。

(償還払いの限度額)

第 5 条 償還払い額は、接種日の属する年度における予防接種業務委託契約の 1 人当たりの委託料の額（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

(依頼書の交付申請)

第 6 条 対象者又はその保護者は、委託外医療機関において予防接種を受けようとするときは、あらかじめ予防接種実施依頼書交付申請書（別記第 1 号様式）により、市長に予防接種実施依頼書（別記第 2 号様式）の交付を申請しなければならない。

(依頼書の交付)

第 7 条 市長は、前条の申請があった場合において、第 3 条の規定に該当すると認めるとき

は、予防接種実施依頼書を交付するものとする。

(償還払いの請求)

第8条 予防接種実施依頼書の交付を受けた者が、予防接種費用の償還払いを受けようとするときは、予防接種を受けた日の翌日から起算して2年以内に、予防接種費用償還払申請書兼請求書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 対象費用の支払いを証する書類

(2) 予防接種の実施年月日、接種者及びワクチンの種類が確認できる書類

(3) 生活保護受給者又は中国残留邦人等支援受給者(以下「生活保護受給者等」という。)であることを証する書類(生活保護受給者等であって印西市高齢者予防接種実施規則(令和6年規則第32号)に定める予防接種を受けたものに限る。)

(4) 振込口座が確認できるものの写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(償還払い額の決定等)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上、償還払い額を決定し、予防接種費用償還払額決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により償還払い額を決定したときは、速やかに支払うものとする。

(償還払い金の返還等)

第10条 市長は、偽りその他の不正の手段により償還払いを受けた者があるときは、償還払い金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の印西市予防接種費用の償還払に関する要綱(以下「旧要綱」という。)の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現にある旧要綱の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

別記

第1号様式(第6条)

第2号様式(第6条)

第3号様式(第8条)

第4号様式(第9条)

○印西市風しん予防接種費用助成事業実施要綱

平成 30 年 10 月 26 日告示 175 号

改正

平成 31 年 3 月 29 日告示第 46 号

令和 4 年 3 月 31 日告示第 60 号

令和 6 年 10 月 31 日告示第 177 号

印西市風しん予防接種費用助成事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、風しんワクチン又は麻しん風しん混合ワクチンの接種（以下「風しん予防接種」という。）に係る経済的負担を軽減することにより、風しん予防接種の実施を促進し、先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しん予防接種に要する費用について、予算の範囲内において交付する助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、風しん予防接種の実施日において、市の住民基本台帳に記録されている 18 歳以上の者であって、風しん抗体価検査により低抗体価（抗体価が H I 法の検査で 32 倍未満又は E I A (I g G) 法の検査で 8 . 0 未満をいう。）と判定された次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 妊娠を希望している女性

(2) 前号に規定する者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

(3) 妊婦の配偶者

ただし、昭和 3 7 年 4 月 2 日から昭和 5 4 年 4 月 1 日までの間に生まれた男性を除く。

(助成対象費用)

第 3 条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、国内の医療機関において実施された風しん予防接種に当たり、助成対象者が負担した費用（予診に係る費用を含む。）とする。ただし、風しん予防接種が実施されなかった場合における予診に係る費用は対象から除くものとする。

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額は、助成対象費用に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5 , 0 0 0 円を上限とする。

2 助成の回数は、助成対象者 1 人につき 1 回とする。

(助成の申請)

第 5 条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、風しん予防接種費用助成申請書兼請求書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 風しん予防接種の被接種者名、実施年月日及びワクチンの種類が確認できる書類

(2) 助成対象費用の支払いを証する書類

(3) 風しん抗体検査の結果がわかる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、風しん予防接種を実施した日から1年以内に行うものとする。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上、助成の可否を決定し、風しん予防接種費用助成決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度予算に係る助成金から適用する。

附 則（平成31年3月29日告示第46号）

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度予算に係る助成金から適用する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の印西市風しん予防接種費用助成事業実施要綱の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前になされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現にある改正前の印西市風しん予防接種費用助成事業実施要綱の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

別記

第1号様式（第5条）

第2号様式（第6条）

○印西市任意予防接種費用助成要綱

令和6年3月19日告示第19号

改正

令和7年3月28日告示第51号

印西市任意予防接種費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種に要する費用の一部を市が助成することにより、予防接種を受ける者の経済的負担を軽減することで予防接種を受けやすい環境整備を図り、もって市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(助成の対象となる予防接種)

第2条 この要綱による助成の対象となる予防接種（以下「任意予防接種」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 带状疱疹予防接種
- (2) おたふくかぜ予防接種
- (3) 小児インフルエンザ予防接種

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、次に掲げる要件に該当する者で、任意予防接種の種類に応じ別表に定めるものとする。

- (1) 接種日に市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条に規定する予防接種の対象者から除かれる者に相当しないこと。

(助成金額及び助成回数)

第4条 この要綱による助成金額は、任意予防接種に要した経費の実支出額と別表に定める助成限度額とを比較していずれか少ない方の額とする。

2 前項の規定による助成回数は、別表に定める接種回数を限度とする。

(助成の方法)

第5条 前条第1項に規定する助成金は、次の方法により助成する。

- (1) 市長は、市が印西市任意予防接種実施委託契約を締結した医療機関（以下「予防接種委託医療機関」という。）で任意予防接種を受けた者に助成を行うものとし、任意予防接種の予診のみを受け、接種をしなかった者には、助成を行わないものとする。
- (2) 予防接種委託医療機関以外の医療機関（日本国内の医療機関に限る。）で任意予防接種を受けた者は、任意予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に定める書類を添えて、市長に申請するものとする。
 - ア 任意予防接種の接種年月日及び接種種別が確認できる書類
 - イ 領収書その他任意予防接種に係る支払額が確認できる書類
 - ウ 助成対象者であることが確認できる書類
 - エ 振込口座が確認できるものの写し
 - オ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項第2号の規定による申請は、第2条に掲げる任意予防接種ごとに行うものとし、申請期限は、任意予防接種を受けた日後1年以内（小児インフルエンザワクチンの任意予防接種の場合にあっては、1回目の当該任意予防接種を受けた日から当該日の属する年度の末日まで）とする。

（接種方法）

第6条 予防接種の実施方法は、薬事法（昭和35年法律第145号）、予防接種ガイドラインその他の関係法令に準ずるものとする。

（助成金の交付決定）

第7条 市長は、第5条第1項第2号の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、任意予防接種費用助成金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、対象者に通知するものとする。

第8条 市長は、偽りその他不正の手段によりこの要綱による助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付した助成金の額の全部又は一部を返還を求めなければならない。

（健康被害の救済）

第9条 任意予防接種により健康被害を受けた者の救済措置は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づくものとする。

（国又は県の事業の優先適用）

第10条 国又は県において、この要綱に定める任意予防接種の全部又は一部に相当する事業が実施される場合は、国又は県の当該事業が優先して適用されるものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前の印西市任意予防接種費用助成要綱の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この告示による改正後の印西市任意予防接種費用助成要綱の規定によりなされたものとみなす。

○印西市骨髄移植等による定期予防接種の再接種費用助成要綱

令和5年3月31日告示第82号

印西市骨髄移植等による定期予防接種の再接種費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づき実施された定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）の免疫が、骨髄移植手術等を受けたことにより消失又は低下したため、予防効果が期待できないと医師に判断された者が、再度の予防接種をする際に要した費用を助成することにより、疾病の発生及びまん延を予防するとともに保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(対象予防接種)

第2条 助成の対象となる予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法第2条第2項で定められた疾病にかかる予防接種
- (2) 骨髄移植手術等の前に法及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）並びに予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）の規定に基づき実施された定期予防接種の免疫が、骨髄移植手術等を受けたことにより消失又は低下したため、予防効果が期待できないと医師に判断された者に対して、再接種が必要と医師が認める予防接種

(対象者)

第3条 この要綱による接種費用の助成対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髄移植手術を受けた等の特別の理由により免疫が消失又は低下したため、接種済みの定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断されていること。
- (2) 助成対象予防接種を接種した日（以下「接種日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 接種日において、施行規則第2条の7の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢未満、それ以外の予防接種にあっては20歳未満の年齢であること。
- (4) 骨髄移植手術等の前に受けた定期予防接種の接種回数、接種間隔等が、実施規則の規定に適合するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めた者については、対象者とすることができる。

(助成対象の認定申請及び対象認定の決定)

第4条 助成対象予防接種を受けようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、助成対象予防接種を受ける前に骨髄移植等による再接種費用助成対象認定申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に対象認定の申請をしなければならない。

- (1) 骨髄移植等による再接種費用助成に関する医師の意見書（別記第2号様式）
- (2) 骨髄移植手術等の前に受けた定期予防接種の履歴が確認できるもの（母子健康手

帳の写し等)

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、対象認定の可否を決定し、骨髄移植等による再接種費用助成対象認定(却下)通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成額)

第5条 助成金額は、助成対象予防接種に要した費用とし、接種日の属する年度における予防接種業務委託契約の1人当たりの委託料の額(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

(助成の申請)

第6条 対象認定を受けた者は、接種を受けた日の翌日から起算して2年以内に、骨髄移植等による再接種費用助成申請書兼請求書(別記第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 助成対象予防接種に要した費用の領収書(原本)

(2) 助成対象予防接種の接種年月日及び接種ワクチンの種類が確認できる書類(母子健康手帳の写し等)

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、骨髄移植等による再接種費用助成決定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査により、骨髄移植等による再接種費用の全部又は一部を支給すると決定したときは、速やかに支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他の不正な手段によりこの要綱による助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部または一部を返還させることができる。

(健康被害が生じた場合の取扱い)

第8条 本要綱による助成にかかる予防接種による健康被害は、接種者の希望と医師の責任と判断によって行われる任意の予防接種であるため、市が責任を負うものではないことから、健康被害の救済手続きは、接種者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して行うこととする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

○印西市公的病院等運営費補助金交付要綱

令和2年3月17日告示第39号

改正

令和5年3月9日告示第20号

令和8年3月23日告示第35号

印西市公的病院等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、救急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、印西市公的病院等運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公的病院等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する医療機関

(2) 消防法（昭和23年法律第186号）第35条の5第1項の規定に基づき都道府県が定めた傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に掲載されている医療機関

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる事業のいずれかに参加する公的病院等とする。

(1) 印旛郡市広域市町村圏事務組合第二次救急医療機関運営事業（病院群輪番制方式）実施要綱に基づく事業

(2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合小児救急医療支援事業（小児二次救急医療病院群輪番制方式）実施要綱に基づく事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、公的病院等が行う救急医療に係る事業（以下「対象事業」という。）に要する経費のうち救急患者の診療に要する医師、看護師等の人件費及び機器等の物件費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる対象事業に関する収入は補助対象経費から除くものとする。

(1) 診療報酬

(2) 国、千葉県等から交付される補助金

(3) 寄附金その他の収入

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない方の額とする。ただし、第3条第1号及び第2号のいずれの事業にも参加する場合にあっては6,000万円、第3条第1号又は第2号のいずれかの事業のみに参加する場合にあっては3,000万円を限度とする。

(1) 補助対象経費の額

(2) 医師、看護師等の人件費に、当該補助対象者が受け入れた救急車台数のうち、印西市内から受け入れた救急車台数の割合を乗じて得た額の3分の1の額。この場合における印西市内から受け入れた救急車台数は、印西地区消防組合の統計によるものとし、割合の算出に当たっては小数点以下第3位未満を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第2項第5号に規定する書類は、補助金所要額調書(別記第1号様式)とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する市長の定める書類は、補助金所要額精算書(別記第2号様式)とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和5年3月9日告示第20号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和8年3月23日告示第35号)

この告示は、公示の日から施行する。

印西市健康都市宣言

豊かな自然に恵まれたわたしたちのまち
健康はまちの宝
いつまでも、自分の健康は自分でつくり
誰もが元気でいられることは、印西市民すべての願いです。

人と自然が笑顔でつながるまち「いんざい」
いきいきと楽しく健康づくりを実践しながら、
健やかなまちをつくりましょう。

わたしたちは、
「健康で明るく元気に生活できるまち」をめざし、
ここに「健康都市印西」を宣言します。

(平成16年11月20日)



保健業務運営指針

令和8年6月発行

〔編集〕 印西市 健康子ども部 健康増進課

〔発行〕 印西市 健康子ども部 健康増進課